

**平成30年度**

**市町村別 移住・定住支援制度一覧**

**6月改定**

# 各市町村別 移住・定住支援制度一覽

## 目 次

一	覽	.....	P 1
岡倉	山敷	市市	..... P 2
津玉	山野	市市	..... P 3
笠井	岡原	市市	..... P 4 ~ P 8
総高	社梁	市市	..... P 9 ~ P 10
新備	見前	市市	..... P 11 ~ P 12
瀬	戸	市市	..... P 13 ~ P 15
赤真	磐庭	市市	..... P 16
美浅	作口	市市	..... P 17 ~ P 20
和早	気島	市市	..... P 21 ~ P 22
里矢	庄掛	市市	..... P 23 ~ P 24
新鏡	庄野	市市	..... P 25
勝奈	央義	市市	..... P 26 ~ P 27
西久	粟米	市市	..... P 28 ~ P 29
美	倉南	市市	..... P 30 ~ P 32
吉備	咲中	市市	..... P 33
	村	市市	..... P 34 ~ P 36
	町	市市	..... P 37
	町	市市	..... P 38
	村	市市	..... P 39 ~ P41
	町	市市	..... P 42
	町	市市	..... P 43 ~ P 44
	町	市市	..... P 45 ~ P 47
	町	市市	..... P 48 ~ P 49
	村	市市	..... P 50 ~ P 51
	町	市市	..... P 52 ~ P 54
	町	市市	..... P 55 ~ P 57
	町	市市	..... P 58 ~ P 60

各市町村別 移住・定住支援制度一覧(平成30年度)

	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	空き家情報システム利用
岡山市	市民協働企画総務課移住定住支援室	○	○	○	○	○	①4/22 ②9/29 ③1/未定	①東京交通会館 ②③/パソナ本社ビル	7/28~29 8/18~19 10/13~14	1泊2日	○		○				○	○	○
倉敷市	くらしき移住定住推進室	○	○	○	○	○	7/6(土) 10/27(土)	東京大阪	8月4-5日	1泊2日	○						○		
津山市	仕事・移住支援室	○	○	○	○	○	6月23日	シティプラザ大阪	①7/14~7/15 ②11/23 ③12/14	①1泊2日 ②日帰り ③日帰り	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	総合政策課 たまののくらし推進室	○		○	○	○						○			○	○	○	○	
笠岡市	定住促進センター	○									○	○	○	○	○	○	○	○	
井原市	いばらぐらし推進課		○	○		○			7/21~7/22 7/28~7/29 (予定)	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○	
総社市	人口増推進室		○	○	○		8~9月予定	東京・大阪			○	○		○				○	○
高梁市	住もうよ高梁推進課	○	○	○	○	○	未定	東京大阪	未定	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○	
新見市	企画政策課	○	○	○	○	○			オーダーメイドツアーのため随時	オーダーによる	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市	都市住宅課	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	企画振興課	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	
赤磐市	まち・ひと・しごと創生課	○	○	○	○	○			未定	一泊	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真庭市	交流定住推進課	○	○		○	○					○	○	○	○	○			○	○
美作市	企画情報課				○	○	○				○	○	○	○	○			○	○
浅口市	地域創造課				○	○						○			○			○	○
和気町	まち経営課	○	○	○	○	○			①岡山市・瀬戸内市・和気町 10月13日~10月14日 ②和気町単独 未定	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
早島町	まちづくり企画課			○								○		○	○	○	○	○	○
里庄町	企画商工課				○										○	○			
矢掛町	産業観光課				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄村	経営企画課				○	○	○	未定	未定	未定	○	○		○	○	○	○	○	
鏡野町	まちづくり課	○	○	○	○	○			8月・3月予定	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	総務部元気なまち推進室		○		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	まちづくり戦略室		○		○			未定	東京	未定	未定	○	○	○	○	○			○
西粟倉村	総務企画課											○		○	○	○	○	○	
久米南町	産業振興課		○		○	○	○		6月/11月	日帰り/1泊2日		○	○	○	○			○	○
美咲町	まちづくり課		○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	
吉備中央町	定住促進課	○	○	○	○	○	4月22日 9月(予定) 1月(予定)	東京(連携中 都市圏合同)	8/18(土)~19(日)	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
岡山市	市民協働企画総務課移住定住支援室	○	○	○	○	○	○	①4/22 ②9/29 ③1/未定	①東京交通会館 ②③パソナ本社ビル	7/28~29 8/18~19 10/13~14	1泊2日	○	○				○	○	○

## 1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
市民協働企画総務課移住定住支援室	木村 聡	086-803-1335

## 2 移住専門相談員の有無

有

名称	氏名	連絡先
おかやまぐらし移住の窓口	佐藤 芳実	03-6734-1287
主な業務	東京圏での移住相談対応、職業紹介等	

## 3 お試し住宅の有無

有

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H27	民間賃貸物件	最長6ヶ月	13件	13件

## 4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
岡山連携中枢都市圏関係市町と連携して、3回実施 ○第1回 7月28~29日 岡山市・赤磐市・久米南町 行程は未定 ○第2回 8月18~19日 岡山市・吉備中央町 行程は未定 ○第3回 10月13~14日 岡山市・瀬戸内市・和気町 行程は未定

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	民間賃貸物件を活用したお試し住宅提供事業	民間の賃貸物件を活用し、県外から岡山市へ移住・定住を希望される成人の方を対象として、移住のファーストステップとして活用できるお試し住宅を提供 ○対象者 ・県外から本市へ移住や定住を希望される成人の方 ・暴力団構成員ではないこと(入居者全員) ・岡山市税を滞納していないこと	○家賃補助(上限33,000円) ・家賃が15,000円以内 →全額自己負担 ・家賃が48,000円未満 →家賃から15,000円を差し引いた金額を補助 ・家賃が48,000円以上 →33,000円を補助 ○募集件数:20件 ○期間:最長6ヶ月
起業			
就農	UIJターン園芸農業者支援事業	UIJターンにより岡山市に移住し、園芸農業を始める方に対して、就農の初期投資として農業機械等の購入費用を補助 ○対象者 ・主として従事する方が18歳以上 ・県外から岡山市に移住した方 ・既に農地の権利を取得した又は移住日から3年以内に農地の権利を取得した方 ・移住日から3年を経過する日の属する年度内に、UIJターン就農計画の認定を受けた方 ・一定の農業技術を習得した方 ・青年就農給付金(経営開始型)の受給歴がなく、補助金の交付を受ける年度内に青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けない方	○補助対象経費 ・農業用機械、施設、資材 ○補助率 ・1/2以内(補助金上限100万円。ただし、経営農地の過半を親族から権利取得している場合は補助金上限50万円)
住宅			
子育て			
その他	UIJターン希望者の就職・転職活動支援事業	UIJターン希望者が岡山市内で企業面接を受ける際の交通費の一部を補助 ○対象者 ・東京圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)在住の方 ・就職・転職活動の一環として、岡山市内の企業面接を受ける方 ・岡山駅又は岡山空港まで新幹線・飛行機を往復利用する方 ・暴力団構成員ではないこと ・岡山市税を滞納していないこと	○新幹線・飛行機代の往路分を補助(上限16,000円) ○募集件数:25人50件

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
倉敷市	くらしき移住定住推進室	○	○	○	○	○	7/6(土) 10/27(土)	東京 大阪	8月4-5日	1泊2日	○					○		

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
くらしき移住定住推進室	秋山 剛	086-426-3153

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住受入支援コーディネーター	岡野 秀子	086-426-3153
主な業務	移住相談 お試し住宅の管理・運営 移住者の受入れを希望する地域の体制づくりの支援	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H27	倉敷ライフキャンパス	2泊3日 ～29泊30日	93組165名	7組20名 (うち倉敷市内6組15名)

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】  
子育て世代を主な対象として、保育園等の子育て関連施設の見学、小学校等の見学、移住者の受入に積極的な地域や先輩移住者との交流、地元産の農産物の直売所、町並み、公園などの「日常生活」の体験

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	倉敷・流域お試し住宅	目的:高梁川流域圏内での就職・住宅探し等、あるいは風土及び日常生活を体験するための施設 対象者:高梁川流域圏内に移住を検討している者	1泊1,000円(自転車利用料として)
起業			
就農			
住宅			
子育て			
その他	(アレルギー対応)	アレルギーのある園児・児童・生徒	入学時の申請書類にアレルギーの有無を記載してもらい、診断書を添付してもらい、栄養士等を踏まえて個別の対応を協議。原則、アレルギー源の除去のみ、代替食はなし。(学校園ごとの対応)

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
津山市	仕事・移住支援室	○	○	○	○	○	○	6月23日	シティプラザ大阪	①7/14～7/15 ②11/23 ③12/14	①1泊2日 ②日帰り ③日帰り	○	○	○	○	○	○	○	

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
津山ぐらし移住サポートセンター(仕事・移住支援室)	星川 誠	0868-24-3787

## 2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
有 ・ 無		
IJUコンシェルジュ	石坂 めぐみ・田村 瞳子	0868-24-3787
主な業務	移住・定住の相談対応、移住・定住に関する情報発信	

## 3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
有 ・ 無				
①H26 ②H30	①1棟4戸 ②1戸	①原則1月～1年 ②3日～14日	①3件 ②H30年度新規事業	①0件 ②-

## 4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
<p>①7月14日(土)～7月15日(日)【1泊2日】 移住を検討している岡山県外在住の方に、津山市へ訪れることで津山ぐらしの様子を知ってもらい、また先輩移住者・地域住民との食事会で交流を図り、津山市の魅力伝え、移住促進へ繋げる。 ○募集対象：津山市への移住をご検討されている岡山県外にお住いの方 ○参加費：無料 ※但し、別途食事代(飲み物代は別途)として、大人6,000円、子ども(小学生)5,000円、未就学児で食事不要の場合は無料 ※自宅から集合場所までの往復交通費は参加者負担、1日目の昼食は済ませて集合、履きなれた靴で参加</p> <p>②11月23日(金)【日帰り】 移住を検討している岡山県外在住の方に、実際の空き家・賃貸アパート等の見学、まちの様子(保育園、幼稚園、学校やスーパー、病院がどこにあるか等)津山市を半日で見学し、津山市への移住の「ステップ1」として津山市を知ってもらう。翌日に企画している婚活イベントと連携して実施する予定(詳細は未定)。</p> <p>③12月14日(金)【日帰り】 移住を検討している岡山県外在住の方に、実際の空き家・賃貸アパート等の見学、まちの様子(保育園、幼稚園、学校やスーパー、病院がどこにあるか等)津山市を半日で見学し、津山市への移住の「ステップ1」として津山市を知ってもらう。翌日に企画しているIJUターンcafe(移住者交流会)と連携して実施する予定(詳細は未定)。</p>

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	あば村お試し住宅	阿波地域における定住促進、地域活性化のため、旧小学校職員住宅を市が地域協議会(あば村運営協議会)に貸し付け、「お試し住宅」として協議会が管理・運営している。 ○対象者：阿波地域への移住を希望し、自治活動等へ参加する意思のある者	○使用料 ・世帯用(2LDK)20,000円/月 ・単身用(1DK)15,000円/月 ○利用可能期間 原則1月～1年
	トライアルステイ	津山市への移住者の増加や移住希望者のスムーズな移住定住を図ることを目的に、津山市の生活環境の体験、住まい探しや仕事探しを行う短期間のお試しぐらしを移住希望者が実施できるよう、拠点となるお試し住宅の整備・管理運営を行うとともに、IJUコンシェルジュが利用者に対し相談の対応や市内案内等トライアルステイのコーディネートを行います。	○利用期間 3日～14日以内 ○体験料 3～7日以内 10,000円 8～14日以内 20,000円 ○設備等 ・家具家電付き ・電気自動車の無償貸し出しあり。 ・敷地内に駐車場あり ※ただし、寝具や食料等の消耗品は利用者が用意。
起業	出店補助制度(不定期募集)	空き店舗等の改修費、家賃の一部の補助制度	※出店する場所の商店街組合を通じて補助 ※中心市街地エリア限定の補助
	サテライトオフィス設置・創業等サポート補助金	◎市内で創業や第二創業を目指す方やサテライトオフィス設置を検討する事業者様を対象に、事業の立ち上げに必要な建物の改修費、事務機器等購入費、家賃の一部補助します。  ◆補助対象経費： 市外の中小企業者が、サテライトオフィスを設置、Uターン創業希望者、市内の創業希望者(第二創業含む)が、新規性・独創性・優位性のある事業計画(3年以上)を有し、市内の古い空き家、空き店舗を活用して新たに事務所を開設する際に係る費用(ただし、サテライトオフィスに設置については、センターが定める下記業種、業態、かつ1名以上の雇用が条件)  ※センターが認める業種・業態 (1)IT(情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業) (2)設計(機械設計業、建築設計業) (3)デザイン(プロダクトデザイン、グラフィックデザイン) (4)その他特につやま産業支援センターが必要と認めた事業	◆補助額： (1)家賃…補助率1/2以内(1年目)、1/3以内(2年目)、1/4以内(3年目)(上限月額15万円) (2)事務機器等購入費…補助率1/2以内(上限50万円) (3)改修費…補助率1/2以内(上限300万円) ※常勤の正社員2名以下の場合、改修費150万円、設備費30万円、家賃月額7万円が上限額となります。 ※改修費が家賃いずれかの選択となります。(併用不可)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	シェアオフィス 「アートインク津山」	<p>[オフィスの概要] アートインク津山2階にコワーキングスペースを設置。 机、プリンター、ネット環境など、メンバーになるとすぐに事務作業ができるワークスペースを準備しています。 メンバー会費は1名あたり4,000円/月 (1回3時間1,500円、1日3,000円の利用も可能です。) [入居可能な方(主なもの)] ①創業準備中又は創業間もない方(概ね5年以内) ②市外の事業者でサテライトとして活用したい方 ③第二創業(現在と別の事業の立ち上げを予定する方) ④ソフト系事業(デザイン、IT、ソーシャルビジネス等)を営む方 ※原則として事務所として活用することが必要です。 ※現在市外にお住まいの方もご利用可能です。 HP:<a href="http://www.tsuyama-biz.jp/ui-turn/artinc-tsuayama/">http://www.tsuyama-biz.jp/ui-turn/artinc-tsuayama/</a></p>	<p>オフィス利用メンバー希望の方は、レブタイトル様まで Tel.0868-35-2405</p> <p>つやま産業支援センター Tel.0868-24-0740 E-mail: info@tsuyama-biz.jp</p>
	Ziba Platform (ジバプラットフォーム)	<p>[オフィスの概要] Ziba Platform(ジバプラットフォーム)は2階をシェアオフィスとして利用できます。(机やネット環境も整っています) 1階スペースはシェアスペースとなっており、ポップアップショップ、テストマーケティングを行うこともできます。 ◆シェアオフィス利用料 1 月会員 15,000円/月(税別) 2 年会員 12,000円/月(税別) ※単発のドロップイン利用も可能です。 ◆場所 津山市山下46-19 ◆ホームページ <a href="http://www.facebook.com/zibaplatform/">http://www.facebook.com/zibaplatform/</a></p>	<p>利用希望の方は(特非)マルイ・エンゲージメントキャピタルまで Tel.0868-32-8801</p>
	津山市住まい情報バンク	<p>一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会と一般社団法人岡山県不動産協会が開設する「住まいる岡山」内に、「津山市住まい情報バンク」を開設し、「住まいる岡山」内に登録されている物件のうち、津山市内の空き家物件を抽出して情報を提供</p>	<p>「津山市お試しぐらし応援事業補助金」及び「津山市空き家活用定住促進事業補助金」については、津山市住まい情報バンクに登録されている物件のみが補助対象</p>
	お試しぐらし応援事業	<p>「津山市住まい情報バンク」に登録がある賃貸住宅を利用して、津山市に移住を検討している20歳以上の人に対して、家賃等の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・津山市住まい情報バンク情報利用申請書を提出していること ・津山市への移住を検討しているお、津山市住まい情報バンクに登録がある賃貸住宅の賃貸借契約を行っていること (入居世帯員の就職、事業所の人事異動等による転勤、就学を目的としての転入は対象外。) ・事前申請日の直近2年間、申請者が岡山県外に住所を有していること ・申請者に市税等の滞納がないこと。 ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと ・生活保護の受給を受けていないこと ・暴力団員でないこと</p>	<p>○家賃月額(消費税を含み、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱費等諸経費を除く)の2分の1(上限4万円) ※最初に家賃がの月額の全額を支払った月から連続した6箇月間が限度 ○仲介手数料相当額(上限8万円)助成</p>
	空き家活用定住促進事業補助金(購入者)	<p>「津山市住まい情報バンク」に登録された売買物件を購入する移住者に対し、購入費や改修費、引っ越し費用の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・津山市住まい情報バンク情報利用申請書を提出していること ・転入の直近5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から1年を経過していないこと ・空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと。 ・申請年度の3月31日までに該当空き家への居住が可能であること ・空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある人 ・暴力団員でないこと ・空き家の改修の場合は、空き家の売買契約と同時にその改修を行う人 ・引っ越し支援助成金の場合は、移住者が交付申請時に、18歳以下の子とその空き家に同居すること</p>	<p>①購入補助金 補助率 100分の10 (上限300,000円) ②改修補助金 補助率 3分の2 (上限600,000円) ③引っ越し支援助成金 補助率 10分の10 (上限100,000円) ※18歳以下の子供と同居している子育て世帯のみ</p>
	空き家活用定住促進事業補助金(所有者)	<p>売却した空き家所有者に、物件流動奨励金と片付けにかかる費用の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・空き家活用定住促進事業補助金の補助金対象となった移住者に空き家を売却した空き家の所有者であること(宅地建物取引業者を除く) ・売却した空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・片付け補助金の場合は、所有者の責任において空き家の売却に支障がないようにこの空き家の家具等の処分を行うこと</p>	<p>①空き家活用物件流動奨励金 一件につき40,000円 ②空き家活用片付け補助金 補助率 10分の10 (上限100,000円)</p>

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
住宅	就職促進家賃助成金	津山圏域内の事業所への就職又は津山圏域内での創業若しくは就農を機に、津山圏域外から津山市内の民間賃貸住宅に居住する転入者に、一定期間、家賃の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・平成27年7月1日以降に就職し、就職日の年齢が20歳以上であること ・津山圏域外からの転入者(転入前2年以上、津山圏域内に住所を有していないこと)及び申請直近まで県外の大学等に通学していた者であって市長が特に認めるUターン学生 ・申請者が、就職等を機に津山市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約し、津山市に住所を有していること ・賃貸住宅に入居する世帯全員が津山市に住所を有すること ・就職日が、転入した日から90日を経過していないこと ・大学、短大、高専、専門学校等の学生又は公務員、独立行政法人の職員又は役員でないこと ・転勤でないこと ・生活保護の受給を受けていないこと ・世帯全員に市税等の滞納がないこと ・暴力団員でないこと ・過去にこの助成金の交付を受けていないこと	○家賃月額(消費税を含み、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱費等諸経費を除く)から住居手当を差し引いた額の2分の1(上限15,000円)12箇月間  ※申請者が、20歳から24歳の場合及び18歳以下の子供と同居している子育て世帯の場合、助成上限額が30,000円(助成期間12箇月間)
	地域材利用新築住宅補助事業	主要構造材に地域材を利用して新築する場合に補助します。 ○対象者及び対象住宅 ・津山市内に自ら居住するために新築される一戸建ての木造住宅 ・台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができること ・主要構造部材に地域産乾燥材を10㎡以上使用する住宅 ・延床面積(住宅部分の床面積)が80㎡以上の住宅 ・建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、補助金申請年度の前年4月1日以降の住宅 ・主要構造部材の施工が完了し、平成31年2月29日までに主要構造部材の現地確認が可能なる住宅 ・市税等の滞納がないこと ・津山市内に事業所を有する法人又は個人事業者と請負契約を締結していること。 ・地域産乾燥材に係る乾燥業者、製造業者、納材業者が岡山県木材業者登録簿に登録されている法人又は個人事業者であること。 ・新築工事完了後、速やかに入居し、市内に3年以上定住すること。	○新築補助金 ・津山市内に事業所を有する法人又は個人事業者が建築する住宅が対象(一戸当たり上限40万円) ○三世代等補助金(1戸当たり30万円) 対象者は次のいずれかに該当する人 ①三世代以上で居住するため新築し、3年間に津山市内に居住する人 ②津山市木づかい定住促進対策補助金を申請していない、津山市外から二世代以上で定住目的のため新築し、3年間に津山市に居住する人 ○木づかい定住促進対策補助金(一戸当たり50万円) 津山市地域材利用新築住宅補助金交付決定及び、額の確定通知を受けた人 ○JAS材促進補助金(一戸当たり10万円) 主要構造部材に、地域材を8㎡以上使用する住宅(その内8㎡以上JAS認定材を使用)
	地域材利用住宅リフォーム補助事業	住宅の改修に地域材を利用する場合に材料費の一部を補助します。 ○対象者及び対象住宅 ・津山市内に立地する住宅であること ・地域材の材料費が、10万円(税込み)以上であること ・自身で施工、あるいは津山市内の業者によって施工されること ・市税等の滞納が無いこと ・過去に津山県産材利用住宅リフォーム補助金を受けていない住宅 ・工事終了後の住宅に入居してから3年以上定住すること ・新築補助金に該当しない住宅(当該年度の新築補助金を受けていない。) ・申請年度内に該当工事の完了届ができる者	○リフォーム補助金 一戸当たり上限15万円  ○三世代等補助金 一戸当たり10万円  木づかい定住促進対策補助金 一戸当たり15万円 ・対象者 津山市地域材利用リフォーム補助金の補助金確定通知を受けた人津山市外から津山市内に自らが定住する目的で住宅を新築し、又はリフォーム工事をした人
子育て	教育・保育施設	教育・保育施設として、保育園(所)は25ヶ所(公立3ヶ所、私立22園)幼稚園は14園(公立12園、私立2園)、認定こども園は4園(公立2園、私立2園)と施設が充実しており、平成25年度以降待機児童はいません。	
	病児保育	保育園(所)や小学校に通っているお子さんが、病気のため登園や登校ができない時に、お子さんを預かる施設が市内に2ヶ所あります。	
	保育園(所)保育料	保育料の算定基礎は、父母の市民税額です。 同一世帯の第3子以降の保育料は無料。 第2子については、一定の収入基準の範囲内であれば半額。2人の児童が入所している場合は、2番目に年齢の高い児童については半額	
	公立幼稚園 保育料	保育料の算定基礎は父母の市民税額です。 同一世帯の第3子以降の保育料は無料。 第2子については、一定の収入基準の範囲内であれば半額	



区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	就学援助制度	津山市教育委員会では、経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒に対し就学に必要な一部経費の援助を行っています。	
	一時預かり保育	保護者が仕事や買い物、用事で保育できない時や、リフレッシュしたい時などに、保育園(所)、認定こども園などで未就学のお子さんをお預かりします。土日祝日に預けられる施設もあります。	
	地域子育て支援拠点(親子ひろば、子育て支援センター)	小学校就学前のお子さんと保護者を対象に、親子の遊びや交流、情報交換の場を無料で提供しています。スタッフへの子育て相談や、子ども・子育て支援サービスなどの情報提供を受けることもできます。	
	津山ファミリー・サポート・センター	子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と、応援したい人(提供会員)が会員となり、子育てを地域で支えあう有償ボランティア組織。お子さんの一時預かりや保育施設などへの送迎などを行います。	
その他	トライアルワーク	○農業トライアル 津山圏域外から農業体験希望者を募集し、受入団体(5団体程度)とマッチング。 ○匠の技トライアル 津山圏域外から手仕事産業継業希望者を募集し、継業のために人手を必要とする手仕事産業事業者とのマッチング。	
	IJUターンカフェ	地域住民と先輩移住者や移住希望者が交流を深める意見交換会を開催し、移住者ネットワークの形成を図る 平成30年度は2回開催予定。6月16日(土)・12月15日(土) ○対象者 ・地域住民 ・先輩移住者 ・移住希望者	
	新規学卒者等就職奨励金	新規学卒者の就職に伴う若者の定住を促進するとともに、市内の民間企業の雇用の安定及び地域の活性化を図る ○対象者 ・津山市内に住所を有し定住する意思のある新規学卒者等 ・津山市内に事業所を設置する民間企業に、常用雇用者として就職し、1年以上継続して勤務 ・公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと ・市税等の滞納がないこと ・過去に奨励金の交付を受けていないこと	交付対象者1人につき3万円 交付対象者が、津山広域事務組合が就活学生として登録をしていた者である場合は2万円を加算
	学校給食アレルギー対応	①保育園・幼稚園 入園前に、医師の診断書と申請書で要申請。アレルギー源除去による除去対応食の提供 ②小・中学校 入学前に、申請書と医師が記入した意見書と指導表で要申請。アレルギー源の除去のみ、代替食無	
	不妊治療助成	体外受精や顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成 ○対象者 次のすべてに該当する人が対象 ・岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けているご夫婦 ・法律上の婚姻をしているご夫婦であり、かつ、ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有すること ・体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること	○医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額)から岡山県の助成額を引いた金額の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき10万円を限度 特定不妊治療の一環として、精巣又は精巣上体から直接精子を採取する治療(TESE、MESA等)を行った場合、15万円を上限として助成額を上乗せ ○1年度当たり2回を限度で、初年度から5年以内に夫婦1組につき4回 ※申請の受付期間は、治療費の支払いが終了後、すみやかに申請の手続きをお願いします。3月31日が開庁日の場合は3月の最終開庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	不育治療助成	<p>医療保険の適用とならない不育治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてに該当する人が対象 ・法律上の婚姻をしている夫婦であり、かつ、申請日時点において婚姻後1年以上経過していること ・夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有すること ・一般財団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により、不育症と診断されていること ・上記の診断に係る、医療保険の適用とならない不育症の治療を受けていること</p>	<p>○受診証明書に記載されている金額の範囲内で、1,000円未満は切り捨て 1人当たりの上限は、1年度30万円、通算で150万円</p> <p>※申請の受付期間は、治療費の支払いが終了後、すみやかに申請の手続きをお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終閉庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。</p>
	定住自立圏 (津山広域事務組合 構成市町: 津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町)	<p>津山圏域の魅力をもとめたパンフレット作成(津山広域事務組合) 津山圏域での暮らしや移住情報、津山圏域の魅力をもとめたパンフレットを作成し、移住相談等で活用し津山圏域全体の情報発信を行う。</p> <p>地域企業説明会等参加助成金(津山広域事務組合)</p> <p>新規学卒者等のUターンを促進し、若者の定住化及び地域の活性化を図るため、企業説明会等に参加する新規学卒者及び既卒3年以内の者に対し対象企業説明会等(津山広域事務組合、津山広域事務組合構成市町が開催する企業説明会等並びに地方公共団体、公共職業安定所その他公的機関が津山圏域内で開催する企業説明会等)に参加するために要する交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等 ①県外に居住している者 ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者・父母・祖父母が居住している者 ③就活学生登録をしている者又は津山広域事務組合等が就活支援協定を締結している者大学に在籍している者(既卒3年以内の者においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業若しくは中退している者)</p>	<p>新規学卒者等の住所地から対象企業説明会等の会場の最寄りのJR駅までの区間につき、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した鉄道賃、航空賃又は車賃の額の2分の1に相当する額。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1会計年度当たり2回まで</p>
		<p>IJUターン就職活動助成金(津山広域事務組合)</p> <p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の採用面接に参加するために必要な交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてを満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く) ①津山圏域への移住を希望する者 ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者 ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者 ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	<p>IJUターン希望者の住所地から会場最寄りのJR駅までの区間につき、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した鉄道賃、航空賃又は車賃の額の2分の1に相当する額。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1人当たり2回まで</p>
	定住自立圏 (津山市・鏡野町・勝央町・久米南町・美咲町)	<p>津山圏域移住・定住相談会 8/25(大阪・シティプラザ大阪) 参加自治体【津山市・鏡野町・勝央町・久米南町・美咲町】</p> <p>移住体験ツアー10/6～10/7(1泊2日) 津山市・鏡野町・勝央町</p> <p>移住を検討している岡山県外在住の方に、津山圏域(平成30年度は、津山市・鏡の町・勝央町)へ訪れることで津山圏域での暮らしの様子を知ってもらい、また先輩移住者・地域住民との食事会で交流を図り、津山圏域の魅力や暮らしを伝え、移住促進へ繋げることを目的とする。</p> <p>○募集対象者 津山圏域への移住を検討されている岡山県外にお住まいの方 ○参加費 無料 ※但し食事代として、別途徴収いたします。(金額未定) ※ご自宅から集合場所までの往復交通費は参加者負担</p>	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
玉野市	総合政策課 たまののくらし推進室	○	○	○	○	○						○			○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
政策財政部 総合政策課	川井 良介	0863-32-5505

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
たまののJUコンシェルジュ	森 美樹	0863-31-1388
主な業務	①空き家等の住居情報の収集、空き家の利活用及び当該情報の提供に係る支援 ②生活習慣、地域資源等の地域情報の収集及び当該情報の提供に係る支援 ③移住希望者の問い合わせに対する支援 ④移住者に対する移住後の支援 ⑤本市への移住希望者及び移住者の把握、登録及び管理 ⑥たまの版CCRsea基本構想に基づく事業推進主体と連携した移住支援 ⑦そのほか、移住・交流の促進に係る支援	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	たまのお試し滞在助成金	本市への移住を希望する者が住居又は仕事を探す活動等を行う際に、滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。 【対象】 たまのの認定移住者登録制度に登録している者(同行者1名を含む)が下記に掲げる活動を行う場合とする。 ・市内で住居又は仕事を探す活動 ・市内の地域情報を収集する活動	下記の費用について、上限5万円までを助成。 ・宿泊施設又は居住物件借上げに係る費用 ・レンタカー借上げに係る費用 ・レンタサイクル借上げに係る費用
起業	若年者・女性雇用創出型創業応援事業奨励金	若年者や女性の雇用を確保し、商業の活性化を図るため、小売業、飲食店、宿泊業における新規創業を促進する。 【交付対象】 ・市内で指定業種(小売業、飲食店、宿泊業)に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く) ・個人事業者の場合は事業主が市内に住所を有し、法人の場合は、市内に本店を有すること ・適正な収益を上げる事業計画を有していること ・特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付が受けられること ・創業の日以降に玉野商工会議所、岡山南商工会東児支所の経営指導を月1回6ヶ月以上受けることが可能なこと ・創業の日から5年以上、事業を継続すること ・市税を滞納しないこと ・事業主(法人の場合、代表者および役員)が暴力団員、暴力団員等でないこと ※証明書は、玉野市の場合、商工会議所主催の創業塾の受講および商工会議所等の個別指導を受けることで交付される。他市の特定創業支援事業証明書でも可	【基本額】50万円 【加算額】該当すれば基本額に上乗せ ・若年者の創業:50万円 ・若年者従業員の常用雇用:50万円/名 ・女性の創業:30万円 ・女性従業員の常用雇用:30万円/名 ・中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地での開業:30万円 ※若年者=創業の日において満40歳未満 ※常用雇用者=市内に居住し、雇用保険の被保険者になっている者 【上限額】:300万円
就農			

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
住宅	玉野市空き家改修事業補助制度	<p>玉野市への定住促進に向けて、「少しでも手を加えれば住むことができるのに…」そんな物件を活用するために、空き家改修費用を補助。</p> <p>【対象者】 次のすべてに該当する人 ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者または利用登録者（登録者同士が3親等以内の親族でないこと） ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人又は贈与を受ける人 ・賃借契約する場合の貸主または借主 ・補助金交付後5年以上継続して玉野市に住居登録する人（改修後、5年以上継続して補助の対象となった住宅に居住する人） ・市税等の滞納がない人 ・市内の施工業者を利用して改修工事を行う人</p> <p>【補助対象住宅】 次の全てに該当する住宅 ・交付申請日から1年以内に購入、受贈または賃借した住宅（補助上限額に達するまで期限内複数回申請可） ・一戸建ての住宅 ・併用住宅（住宅と店舗が一体となった建物のうち住居部分が2分の1以上の建物）</p>	<p>【補助率】 ・補助対象経費の2分の1（上限50万円） ・補助対象者の委任により直接施工業者に交付</p> <p>【補助対象経費（例）】 ・住宅の増・改築工事 ・浴室、台所、トイレのリフォーム ・給排水、電気、ガス設備工事 ・屋根、外壁の改修工事 ※車庫、物置等の設置工事や、門塙、塙等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。</p> <p>【注意事項】 ・不正があったときや、交付から5年以内に転居したときなどは、居住年数に応じて補助金を返納</p>
子育て	こども医療費助成制度	<p>保護者の負担を軽減し、児童が健やかに育つことを願って、実施。 健康保険を使って治療を受けたときに、保護者の方が支払う額（一部負担金）を玉野市が助成。</p> <p>【対象者】 次の要件を満たす中学3年修了まで（15歳になった最初の3月31日まで）の乳幼児・児童 ・玉野市内に住民票があること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること</p> <p>【対象とならない場合】 ・生活保護を受けている ・無保険期間の診療</p>	<p>助成を受けられるのは、保険診療の範囲内で自己負担する部分。</p> <p>【対象外】 ・保険のきかない容器代 ・検診料 ・文書料 ・入院室料差額等 ・交通事故等（第三者行為）で他の責に帰すべきもの</p>
その他	たまの認定移住者登録制度	<p>本市への移住を希望する者を「たまの認定移住者」として登録することにより、本市の日常生活、イベント等の情報の提供を行い、本市への関心を維持するとともに、個別の要望等に応じて支援する。</p>	
その他	葬祭費無料制度	<p>玉野市民が亡くなった場合や、喪主が玉野市民である場合に適用できる。</p>	<p>・市所有の祭壇の使用・貸出 無料 ※使用場所は市内に限る。 ※斎場以外で使用する場合は無料で貸出。 ・葬祭用消耗品 無料 ※通常の必要品が一式を超える数が必要な場合には有料。 ・霊柩車の使用 無料 ※市内の運行に限る。 ・斎場使用料（火葬、安置室、待合室） 無料 ※待合室を使用の際、冷暖房使用料は有料。1室1時間100円）</p>
その他	給食アレルギー対応	<p>入学時に申請が必要。</p>	<p>・詳しい献立表で対応 ・牛乳や主食など、一部を除くことは可能。 ・アレルギー源の除去は対応できていない。 ・代替食無し。</p>

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
笠岡市	定住促進センター	○										○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
政策部 定住促進センター	小林 健一郎	0865-69-2377

2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
移住相談員	西村 友希	0865-69-2377
主な業務	・空き家バンク業務(物件登録, 利用希望者案内) ・移住希望者の受入, 相談業務 ・移住相談会への参加	

3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H26	1戸	1~13泊	10	1

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
実施予定無し

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	移住希望者用お試し住宅	移住を希望している人に対して、市での生活体験ができる住宅を最長2週間まで貸与する。	○使用料 2,000円/1日(光熱費込) ○利用可能期間 1~13泊(14日)
起業	事業所開設支援事業	起業を目的として、事務所の賃貸、設備備品の購入等事務所開設等に係る整備を行う事業に対し助成する。ただし、補助対象経費の合計が50万円以上となる事業に限る。	補助対象経費の1/2以内(100万円以内)
	経営支援事業	事業所開設支援事業を実施する事業者が、市場調査・販売促進等経営の安定に向けて行う事業に対し助成する。	補助対象経費の1/2以内(50万円以内)
	雇用促進制度	事業所開設支援事業を実施する事業者が、事業実施に必要な直接人件費に対して助成する。	補助対象経費の1/2以内(25万円以内)
就農	青年就農給付金	青年(45歳未満)の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、就業前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就業直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付する。 【準備型】 都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間給付。 【経営開始型】 新規就農する人に、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間給付。	【準備型】 年間150万円 【経営開始型】 年間最大150万円
	新規就農研修事業	農業体験研修(1ヶ月)を修了し、本格的に農業に取り組みたい人に対する2年以内の研修。農業技術や経営技術の習得、地域との絆づくりなどで、独立に向けての実践的な研修を行う。 ・岡山県が行う農業体験研修終了後、1年以内の認定就農者であること ・独立自営就農を目指す就農希望者で、年齢が55歳未満であること ・農業生産基盤を有せず、かつ相続により確保する見込みがない人であることなど もしくは、新規就農・経営継承総合支援事業の青年就農給付金事業のうち、準備型の対象となる者であること	○研修費 ・青年就農給付金事業の給付対象者は、同事業の給付金を充当。 ・青年就農給付金事業の給付対象とならない者には、月額12.5万円。
	就業奨励金支給事業	市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。 ・市内に住所を有すること ・将来にわたり専業(年間従事日数がおおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること ・年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること	○奨励金:10万円/人
住宅	住宅新築助成金	市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るため、一定の条件を満たした人を対象に最大100万円の住宅新築助成金を交付する。 平成28年4月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100(上限100万円) 登記完了時における中学生以下の子ども数1人につき10万円加算(上限30万円)
	定住促進に係る固定資産税相当額一部助成金	市内へ新たに住宅を取得し、固定資産税が賦課される新築住宅、中古住宅、分譲マンション等を取得した所有者・購入者に対して、固定資産税額の1/2に相当する額を3年間助成する。	住宅に係る固定資産税相当額の1/2(3年度分が対象)
	住宅リフォーム助成金交付事業	地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。	助成対象経費の10/100(上限20万円)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
子育て	保育所保育料減免制度	保護者の経済的負担を軽減し就労しやすい環境を作るため、保育所保育料の全額または一部を減免する。	第2子 最大で全額減免 第3子 全額減免
	幼稚園保育料の減免制度	市立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減し、多くの子どもが幼児教育の機会に恵まれるよう、幼稚園保育料の全額または一部を減免する。	第2子 最大で全額減免 第3子 全額減免
	一般不妊治療支援事業	不妊で悩む夫婦に対し、一般不妊治療(体外受精及 び顕微授精を除く不妊治療)に係る治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度5万円/回) 一対象者3回(15万円)まで
	特定不妊治療支援事業	不妊で悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで
	不育治療支援事業	不育で悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで
	子ども医療費公費負担制度	高校生以下の子どもの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する。 ※中学生は入院・外来ともに対象、高校生は入院のみ対象 ※予防接種・入院時の食事代等は対象外	
その他	多世代同居等支援事業	市内で親等と子や孫が多世代(二世代可)で同居、又は1km以内に近居するための住宅の取得や転居等の費用の一部を助成する。ただし、多世代を形成する子等世代は50歳以下とする。 ・転居に係る引越費用として距離に応じて最大10万円(単身者は1/2) ・建物取得の場合は、登記費用との一部として、賃貸住宅の場合は礼金と仲介手数料の一部として5万円	最大15万円 (引越費用10万円、 登記費用等5万円)
	新婚世帯家賃助成金交付事業	市内賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し月額1万円を上限に最長2年間(24月分)、市内共通商品券により家賃の助成を行う。	最大24万円 (最大月額1万円)
	アレルギー対応	保育所:入学前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り 幼稚園:昼食 全員が弁当持参 おやつ 入学前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り 小中学校:入学前申請要、アレルギー源の一部除去(牛乳、卵)、 代替食は無し(牛乳は豆乳へ変更)	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
井原市	いばらぐらし推進課		○	○		○	○			7/21～7/22 7/28～7/29 (予定)		1泊2日	○	○	○	○	○	○	

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
いばらぐらし推進課	吉仲	0866-62-9521

## 2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

## 3 お試し住宅の有無

 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H28・H29	3戸	2日～14日 2日～90日	23組51名	4組8名

## 4 市町村主催の体験ツアー

<p><b>【ツアーの概要】</b>            温暖な気候、豊かな自然がある一方で、買い物に便利な市街地もある都市住民にとってちょうど良い田舎である井原市に実際に来てもらい、幼・小・中学校等の教育施設やお試し住宅、空き家等の住居や分譲地、医療機関及び商店等の街並みをバスで巡ることにより、本市の魅力や実際の生活感を知ってもらうことにより、本市への移住を促す。</p> <p>○対象者            ・井原市への移住をお考えの県外にお住いの方</p> <p>○参加費            ・無料(交通費と宿泊費の半額を助成)            ※食事は自己負担</p>
--

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	いばらぐらしお試し住宅	井原市への移住検討者に、井原市での生活を体験していただくため、お試し住宅を整備。 ○対象者 ・移住を検討している人 ・市の実施する市内案内及びアンケートに協力する人 ・空き家バンクの利用登録をする人	○使用料 ・1,000円/1日 ○利用可能期間 1泊2日～13泊14日(井原) 1泊2日～89泊90日 (芳井・美星) ○その他 ・生活に必要な備品あり
起業	井原駅前通り賑わい創出事業補助金	井原市の玄関口である井原駅前の賑わい創出や魅力の向上を図るため、井原駅前通り線に店舗等を新規に出店する者を支援。  【対象者】 井原駅前通り及び井原駅前広場に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者。ただし、現在営業している店舗の増改築による業務拡大は該当しない。	【対象経費】 土地取得費、店舗新設又は改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費(100万円以上の場合に限る)  【補助金額】 対象経費の1/2以内、補助限度額3,000万円。補助金交付は、1対象者及び1対象店舗につき1回限り
	井原市店舗改装補助金	活力と魅力ある店舗による集客及び売り上げの増加を図るため、店舗を改装して商業活動を行う者を支援。  【対象者】 井原商工会議所又は備中西商工会の会員で、卸売業、小売業、写真業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業を営む者で、改装後3年以上継続して営業する者(賃貸も対象)	【対象経費】 店舗改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費(100万円以上の場合に限る)  【補助金額】 対象経費の1/2以内、補助限度額100万円。補助金交付は、一対象店舗につき1回限り

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	井原市創業支援補助金	市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る 【対象者】 個人事業者にあつては市内に住所を有する者又は居住を予定している者、法人にあつては所在地がある者で、市内に創業のための事業所を設置し、市税の滞納がない者。ただし、国・県等から創業に関わる補助金の交付を受ける場合は対象外 【対象となる業種】 製造、卸売、小売、写真、宿泊、飲食サービス、洗濯、理容、美容業	【対象経費】 ①事業所開設に要する土地及び建物の取得費等、機械装置及び設備の導入に係る費用、車両、工具、備品にかかる経費、その他事業所開設に必要な経費とし、その合計額が50万円以上 ②市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費 【補助金額】 ①対象経費の2分の1以内、上限額は200万円 ②対象経費の2分の1以内、上限額は30万円
就農	就農奨励金	新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。 エ 井原市内に住所を有していること。	5万円
	ぶどう栽培短期研修事業	ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれている方を対象に、栽培体験研修を行う。 体験期間:5月中旬～10月中旬(見学のみは年間) 体験日数:1日～5日(日帰り) 活動費:無料(ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担)	
住宅	いばらぐらし住宅新築補助金	定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助 ○対象者 ・本市に5年以上定住する意志のある者 ・H30.4.1～H33.3.31までに住宅新築に係る工事契約し、H34.3.31までに市内に新築、入居した者	補助対象経費の10/100(上限100万円、ただし市外に事業所を有する建築業者等が施行した場合50万円)
	四季が丘団地助成金	分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付 ○対象者 ・分譲地を購入した者、分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者 ・販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者	・住宅等取得資金利子助成金 借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月)補給 ・固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物)建物対象は住宅部分のみ ・上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額(129,600円) ・CATV加入等助成金 CATV新設工事等の基本料金(1台)を助成(新設の場合54,000円) ・新エネルギーシステム導入助成金 太陽光発電1kw当たり10万円 上限50万円(新築時のみ対象) ・引越費用助成金 引越費用として、1区画につき5万円を助成
	住宅リフォーム補助金	住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内建築業者などにより住宅の改修や修繕などを行った場合、経費の一部を補助。 【対象者】 市内に住居登録があること、又は補助対象工事完了までに井原市に住居登録を有することができる人 補助を受けようとする工事について、他の補助を受けていない人 【対象住宅】 ・補助対象者が所有し、その住宅に居住していること ・補助を受ける年度の1月1日現在、市内に住宅があること	【対象経費】 改修、修繕・模様替え、設備改善などの工事費(市内建築業者などが主たる施工業者(市内事業者の施工割合が50%以上)で、50万円以上) 【補助金額】 対象経費の1/10 補助限度額20万円



区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	いばらぐらし中古住宅活用補助金	空き家の有効活用による井原市への定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し、経費の一部を補助 ○対象者 ・井原市に移住する者で、空き家入居日以前3年間、市内に居住していないもの ・空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの ・市町村税の滞納のない者 ・空き家の所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと	【購入】 空き家の購入に要する費用の1/5以内で、上限100万円  【賃借】 月額賃借料の1/2以内で、1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分(上限24万円)  【改修】 市内建築業者等を利用して、空き家の居住の用に供する部分の改修工事費の1/2以内で、上限100万円  【家財整理】 業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用の2/3以内で、上限30万円
	いばらぐらしスマイルプラス補助金	若者世帯・子育て世代・移住世帯を応援する。 四季が丘団地、さくら団地の分譲地を購入される方には、分譲地購入助成金を交付。 いばらぐらし住宅新築補助金、いばらぐらし中古住宅活用補助金(購入費補助)を申請される方には、補助上限額に加算をし、住宅取得にかかる経費の一部を補助。  【対象】 ・若者世帯：夫婦双方が40歳未満 ・子育て世帯：小学生以下の子ども1人につき ・移住者：転入日以前3年間市内に居住していない者	【分譲地】 分譲地の購入に対し、対象ごとに10万円補助。  【住宅】 住宅新築補助金・中古住宅活用補助金(購入費補助)の補助上限額に、各対象ごとに10万円プラス。 ※移住者は新築補助のみ
子育て	子ども医療費の無料化		中学校3年生修了時までの保険適用となる医療費の自己負担を無料化
	保育園保育料基準額の低減		保育料について、国が定める基準額から約3割低減。
	保育園保育料無償化の拡大		小学校就学前の園児のうち、2人目以降の保育料について無償化
	幼稚園保育料無償化の拡大		小学校就学前の園児のうち、2人目以降の幼稚園保育料について無償化
	不妊治療助成事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	補助率は1/2以内、20万円/回を限度とし1対象者につき6回まで(120万円限度)通算10年間助成。
	不育治療助成事業	不育症と診断された者が受ける治療行為で、保険対象外となる治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	1回当たり30万円上限で、1対象者につき3回まで助成。
その他	幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応	①アレルギー記載献立表の配布 ②飲用牛乳の対応 ⇒希望者に対して飲用牛乳を無しとし、飲用牛乳代金を徴収しない ③卵の対応 ⇒希望者に対して卵を抜いた学校給食を支給	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
総社市	人口増推進室		○	○	○	○	8~9月予定	東京・大阪			○	○		○			○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部 人口増推進室	山辺 大介	0866-92-8308

2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H30.5予定	空き家		—	—

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	総社市お試し住宅	市外に住所を有する移住希望者に、本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するため、お試し住宅を整備するもの。	1泊を単位として、2日から14日までの間滞在可能。 1泊2,000円
起業	そうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金	市内の商業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内の空き店舗又は空き家を改修して事業を行う者に対し、改修費用として上限50万円を助成する制度。	改修費用補助(上限50万円)
就農			
住宅	新築助成金	市内建設業者が施工する新築の場合、助成金を交付する制度。	新築50万円(上限) さらに 空き家解体50万円(上限) 市街化区域内新築10万円 最大110万円
	定住促進助成金	助成対象地区に定住する世帯(配偶者または子のいる60歳以下の世帯主に限る)に対し、助成金を交付する制度。	・新築・購入助成 →土地・建物の固定資産税に相当する額(上限6万円を5年間)※義務教育期間中の子がいる場合は、上限12万円 ・生活環境整備 →道設備及び下水設備(浄化槽を除く。)又は生活環境設備(動産を除く。)に係る経費及び片付けに要する経費を助成(上限30万円) ・定住祝い金 →10万円
子育て			
その他			

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
高梁市	住もうよ高梁推進課	○	○	○	○	○	未定	東京大阪	未定	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
住もうよ高梁推進課	野口和則	0866-21-0282

2 移住専門相談員の有無

有	無	名称	氏名	連絡先
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	たかはし移住コンシェルジュ	佐藤拓也・新田涼平・能瀬理恵	0866-21-0282
		主な業務	①移住相談・現地案内業務 ②情報発信業務 ③移住フォローアップ業務	

3 お試し住宅の有無

有	無	整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	H21 H21 H24	2K:2戸 4K:1戸 3K:2戸	概ね 1ヶ月~1年	4組	2件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
空き家見学、田舎体験・先輩移住者との交流・地域行事参加等、移住希望者の希望に応じたツアーを随時、移住コンシェルジュが1組からでも企画・アテンドします。 ※1泊2日の移住体験ツアーの開催時期・内容は現時点で未定

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し暮らし住宅	・本市で農業に就業することを目指して、市内で実務研修を行う者 ・自身の農業への適性を計るため、市内で短期研修を行う者 ・田舎暮らしを志向する者で、本市の農業や生活文化等に触れるため、宿泊を必要とする者	【使用料】 2K:月7千円 4K:月1万円 3K:月9千円
住宅	高梁市若者定住促進住宅助成金(住宅取得助成事業)	次世代を担う若者の定住促進を図るため、市内において住宅を取得する者に対し助成金を交付  ○対象者 市内に新築又は住宅取得しようとする人で、次のいずれかに該当する人 (1)本市に定住の意思をもって市内に新築、又は住宅取得しようとする人 (2)子育て世帯(15歳以下の子の養育)又は交付申請日において40歳以下の人 (3)納期の到来した市税、国民健康保険税、介護保険料を完納している人	【新築】 (用地取得) 住宅用地の購入代金の1/10 上限100万円 (1)売買代金が200万円以上 (2)既に取得済みの場合は取得から3年以内であること  (住宅新築) 市内業者が施工する場合 ①3世代同居及び近居の場合 60万円 ②①以外で15歳以下の子を養育する場合 50万円 ③上記①②以外の場合 30万円  市外業者が施工する場合 ①3世代同居及び近居の場合 30万円 ②①以外で15歳以下の子を養育する場合 25万円 ③上記①②以外 15万円  【中古住宅・建売住宅購入】 購入代金が200万円以上が対象で、住宅の購入代金の1/10 ①15歳以下の子を養育する場合 上限100万円 ②その他の場合 上限50万円

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	高梁市若者定住促進住宅助成金(住宅リフォーム助成事業)	次世代を担う若者の定住促進を図るため、住宅のリフォーム工事を行う者に助成金を交付  ○対象者 ・新婚世帯…婚姻後1年未満又は6箇月以内に婚姻予定の夫婦のいずれかの年齢が40歳以下 ・子育て世帯…同居し扶養する子が15歳以下の人 ※高梁市に定住する意思を持ち、市税等を完納していること  ○対象住宅 ・申請者が所有(親等が所有する場合を含む)し、居住する住宅 ・店舗等の併用住宅は、居住部分のみが対象 ・住宅の建築に際し「高梁市定住促進住宅新築助成金」等の交付を受けていない住宅  ○対象工事 ・住宅の維持又は機能の向上のために行う改修、修繕、模様替え、増築、設備改善等の工事について、市内の建築業者等(個人事業主を含む)が施工するもの ・対象工事費(消費税を含む)が、100万円以上であるもの ・助成金の交付決定後に着手し、交付決定を受けた年度内に工事を完了できるもの	【助成金額】 工事費の1/10 上限50万円  (注)過去に高梁市住宅リフォーム事業費補助金又は高梁市定住促進空き家活用事業補助金の交付を受けている場合は、50万円から当該交付金を差し引いた額が上限となる。
	高梁市空き家情報バンク活用促進助成金(空き家再生助成事業)	高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、空き家の利活用を通じて、移住及び定住の促進を図るため、空き家の家財整理及び改修に要する経費に対し助成金を交付  ○対象者 ・高梁市空き家情報バンクに登録した空き家を所有する人 ・高梁市空き家情報バンクに登録された空き家を賃貸で利用する人(賃貸契約成立後1年以内であること) ※ただし、3親等内の親族間での賃貸利用でないこと ※本市の市税等を完納していること	【家財整理】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃について、市内業者に委託する場合、助成対象経費が10万円以上補助率:売買代金の3分の2 交付限度額:20万円  【空き家改修・改修】 空き家の居住部分の修繕・改修工事及び設備改善のための改修工事について、市内業者が施工する場合補助率:改修工事費用の3分の1 上限50万円
	高梁市空き家情報バンク活用促進助成金(家賃助成事業)	高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内の空き家の利活用を通じて、移住及び定住を図るため、空き家の賃貸で居住する世帯に対して家賃の一部を助成する。  【助成対象世帯】 以下の全ての要件を満たす人が対象 (1)高梁市空き家情報バンクに登録された物件であって、平成29年3月1日以降に賃貸借契約(3親等内の親族間での賃貸借契約を除く。)を締結していること。 (2)物件所在地に住民基本台帳法に基づく住民登録を行い、現に居住していること。 (3)交付申請日において40歳以下の者を含む世帯(単身世帯を除く。)であること。 (4)(1)の賃貸借契約成立後、6箇月を経過していないこと。 (5)家賃が月額2万円以上であること。 (6)生活保護法による住宅扶助や他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。 (7)過去にこの要綱による家賃助成金の交付を受けていないこと。 (8)世帯全員に市税等の滞納がないこと。	月額1万円を、交付決定の月から起算して1年間を限度に交付。
	高梁市若者定住促進住宅助成金(新婚世帯家賃助成)	次世代を担う若者の市内定住を促進し、併せて民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部を助成する。  【助成対象世帯】 以下の全ての要件を満たす人が対象 (1)交付申請日において、婚姻の日から1年以内であること。 (2)交付申請日において、夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること。 (3)市内の民間賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約(3親等以内の親族間での賃貸借契約は除く)を締結し、1年を経過していないこと。 (4)当該民間賃貸住宅の所在地に住民登録し、現に居住していること。 (5)家賃が月額3万円以上であること。 (6)生活保護や他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 (7)世帯全員が市税、家賃などを滞納していないこと。	月額1万円を、交付決定の月から起算して1年間を限度に交付。
	高梁市人材確保U・Iターン支援事業助成金	U・Iターンの促進による人材確保を図るため、一定の職種において市内就職した者の移住に係る経費に対し、助成する。  【助成対象となる人】 平成30年5月1日以降に市内に転入・住民登録し、2年以上市内に居住予定の人 (1)保育士、保育園教諭または幼稚園教諭の資格を持ち、市内の幼稚園、保育園または認定こども園に勤務する人。 (2)医師、看護師、保健師または助産師の資格を持ち、市内の医療機関または福祉施設に勤務する人 (3)介護福祉士の資格を持ち、市内の福祉施設または介護サービス事業所に勤務する人	【対象経費】 ①引越しのため引越業者または運送業者に支払った費用 ②賃貸住宅の賃貸借契約に要する仲介手数料及び礼金 ※対象経費の合計額が10万円を超えること。  【助成金額】 経費の2/3 上限20万円
結婚・出産	まちづくり結婚推進事業	独身男女の出会いのイベントを年間4～5回開催しています。	
	縁結びサポーター制度	独身男女の出会いの仲介から結婚に至るまでの支援をボランティアでいただける個人・団体・企業を「縁結びサポーター」として登録。サポーターへの成婚奨励金やサポーター団体間の独身男女交流会への助成金により縁結び活動を支援します。	

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	ハッピーウエディング奨励金	市内で結婚式又は披露宴を行う新郎新婦に対して奨励金を交付します。	市内在住者(在住予定者を含む): 結婚式・披露宴に要する費用の1/2(上限20万円) 市外在住者: 結婚式・披露宴に要する費用の1/5(上限20万円)
	風しん予防接種費用助成事業	妊娠を希望される女性とその配偶者、妊娠中の女性の配偶者に対し、風疹抗体価が低い場合、事後申請により予防接種費用の助成が受けられます。	風しんワクチン5,000円、麻しん風しん混合(MR)ワクチン7,000円 ※いずれも助成上限額。
	不妊症・不育症治療費助成	特定不妊治療を受けた場合の治療費を全額補助します。(ただし岡山県の助成額あるいは15万円を控除した額を除く。)	不育治療においては、助成対象治療額の2分の1の額で、1年度30万円の上限とします。※対象者の所得要件があります。
	ママ・サポート119(妊婦事前登録制度)	妊婦さんの希望により、出産予定日、出産予定医療機関等の情報を高梁市消防へ事前に登録して、緊急時に救急車を利用する際の119番通報や医療機関への連絡・搬送をスムーズに行います。	
	出産祝金	お子様の誕生をお祝いし、将来の健やかな成長を願い出産祝金を支給します。	第1子・第2子: 20,000円 第3子以降: 30,000円
	妊婦健康診査	妊婦一般健康診査のうち、国が定める検査項目	無料となる受診券を14回分交付します。(多胎妊娠の場合は、14回に追加して5回まで無料となります。)
	妊婦歯科健診	妊娠中の歯科健診が1回無料となる受診券を交付します。(母子手帳交付時に受診券交付)	
	産後ママ入院ケア事業	産後の母子が一定期間、医療機関や助産院の助産師等から、産婦の乳房ケアなどの健康管理や授乳・沐浴など育児の保健指導や相談を受けられます。 ①宿泊型ケア: 産後4ヶ月以内の母子が、宿泊してサービスを受ける。(通算7日以内) ②日帰り型ケア: 産後4ヶ月以内の母子が、日帰りでサービスを受ける。(通算7日以内) ③母乳育児相談: 産後12ヶ月以内の母子が、1時間程度のサービスを受ける。(通算4回以内)	
	風しん予防接種費用助成事業	妊娠を希望される女性とその配偶者、妊娠中の女性の配偶者に対し、風疹抗体価が低い場合、事後申請により予防接種費用の助成が受けられます。	風しんワクチン5,000円、麻しん風しん混合(MR)ワクチン7,000円 ※いずれも助成上限額。
子育て	ママサポート(助産師・保健師)	子育てを切れ目なく支援するママサポート助産師(保健師)を設置し、妊娠・出産・育児までの総合的な相談を受けています。	
	産後ヘルパー	身の回り、家事、育児が困難な出産直後の家庭に産後ヘルパーを派遣します。	
	病後児保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な病後の児童を一時的に保育します。 ※病児保育・・・岡山県病児保育広域相互利用に基づき該当施設を利用できます。	
	子ども医療費	子ども医療費を無料化しています。	18歳までの保険診療自己負担分を全額市が負担
	スクラム作戦	乳幼児期から成人期まで、発達障害等のある人に対し関係者が連携し個別に支援を実施します。	
	子育て応援企業	雇用する従業員や地域の子育てを応援する企業等を「パパ・ママ・子育て応援企業」として登録し、市内外に広く紹介するとともに、一定の条件を満たした企業等には奨励金を交付しています。	
	ファミリーサポート事業	子どもの一時的な預かり援助を希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動を行います。	
	母親クラブ	地域内の母親同士、子ども同士の交流を深めながら母と子の健康や育児について学びあい、明るい健康的な子どもを養育するためのグループ活動を行っています。	
	定期予防接種費用助成事業	里帰りなどで県外へ滞在する際に予防接種を行う場合、事前・事後申請を行うことで、予防接種費用の助成が受けられます。(高梁医師会との契約額が上限)	
	親育ち応援学習プログラム	子育てや家庭教育に関する不安や悩みなどを保護者同士で話し合い、学び合う参加型プログラムを、学校園を中心に実施しています。	
	ピラティス&ヨガ教室	子育て中のお母さんのリフレッシュのために、体をリラックスさせるピラティス&ヨガ教室を実施しています。	
	給食提供・延長保育	市内のすべての幼稚園・保育園・こども園で、給食の提供を行っています。また、すべての保育園・こども園で、延長保育を行っています。	
	預かり保育・学童保育	幼稚園での預かり保育の実施、全ての小学校区で学童保育を実施しています。	
	保育料の減免	低所得者世帯を対象とした第3子以降の保育料の無償化、第3子以降の0~2歳児の保育料の無償化を導入しています。	
	子育て支援センター(ゆう・ゆうひろば)	就学前のお子さんと保護者の方が、気軽に集まってゆったりと遊んだり交流ができます。また、子育ての相談に応じているほか、子育てのための研修や親子で楽しめるミニイベントも行っていきます。	

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	遠距離通学支援	小・中学生の遠距離通学に対しスクールバスの運行やバス代補助等を実施しています。	
	高校生バス通学支援	高校生がバスで通学する際に必要な通学定期券購入費の半額を助成します。	
就農・就労・起業	新規就農者向け農業スクール	栽培技術習得のための通年での講習会を開催しています。(トマト・ピーマン・モモの3コース有り)	
	農業実務研修	国・岡山県の制度に沿った2年以内の就農研修制度です。	年額150万円の研修費の支給があります。(対象要件有り)
	青年就農者給付金	経営の不安定な就農直後の所得を確保する給付金	(年間最大150万円)を最長5年間給付します。(就農時の年齢が45歳未満等の要件があります。)
	シルバー人材センター	高齢者が生きがいを持ち、自分の得意分野を生かして活躍できる仕事の機会を提供しています。	
	起業等の支援	市内で起業等を目指しチャレンジしようとする人に対し、設備整備費を助成します。	※補助率1/3(上限50万円) 地域資源を活用した新製品やパッケージデザインの開発費用を助成します。 ※補助率1/2(上限50万円)
	地域商業の活性化支援	市内商業施設や空き店舗等をリニューアルするための補助金を交付します。	※新規開業の場合:補助率1/2(上限50万円)
	その他	介護員研修受講支援事業助成金	介護員養成研修修了者で市内の介護保険事業所に勤務する意思のある者に研修費用の一部を助成します。
介護福祉士奨学金貸付		資格取得後、市内で介護福祉士、又は介護職員として一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除します。	
看護師等奨学金貸付		資格取得後、市内で看護師、保健師、又は助産師として一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除します。	
医学生奨学金貸付		臨床研修等修了後、市内で医師として一定期間従事した場合、奨学金の返還を免除します。	
保育士奨学金貸付		資格取得後、市内で保育士等として一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除します。 ※保育士資格取得に対する助成制度もあります。	
奨学金交付事業		市内に一定期間居住した場合、奨学金の返還を免除します。	
若者定着奨学金返還支援助成事業		独立行政法人日本学生支援機構奨学金を受けた大学生等が、卒業後に正規雇用(公務員を除く)により就職し市内に定住すること等の一定の条件を満たす場合に奨学金の返還を助成します。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
新見市	企画政策課	○	○	○	○	○			オーダーメイドツアーのため随時	オーダーによる	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部企画政策課	杉本 崇志	0867-72-6114

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
新見市移住交流支援センター	松田礼平	0867-88-8331
主な業務	・移住に関する総合的な相談対応 ・6次産業化などソーシャルビジネス支援 ・地域交流に関すること	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】  
 ○移住アドバイザーが移住希望者の希望に沿えるよう、オーダーメイドでプランを作成し、案内する。  
 ○ツアー中の宿泊については、下記のお試し暮らし支援事業補助金の活用も可能。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し暮らし支援事業補助金	○目的 移住を検討している人にとって、移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。 ○対象者 本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員	指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援 ・利用者は、1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助 ・同一申請者における年度内の利用上限:30泊
起業	創業支援事業補助金	○目的 新見市創業支援事業計画に従い、創業を目指す起業家に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することにより、UJターンによる定住促進など、様々なビジネスプランを支援することで、新たな産業創出や雇用の確保を目指す。 ○対象者 市内に居住する60歳未満の個人で、市内に住所を移し、1年以内の者(移住創業支援対象) ※その他、「市内創業支援」や「女性創業支援」もあり。	新たにお店を開店させる場合や、新たに事業所を立ち上げる場合に必要となる経費(店舗等借入費、初度調弁費、広報費、委託費)の一部を補助 ○補助率:2/3以内 ○補助限度額:100万円
	IJUターン就職奨励金(H30.5月から)	○目的 新見市に転入し、市内事業所に就職する者に対し奨励金を交付することにより、市内事業所への就労及び定着並びに市内への定住促進を図る。 ○対象者 以下の要件を全て満たす者 ・転入前に市外に1年以上居住していた者 ・市内の事業所に正社員として新たに雇用された者 ・年齢が20歳以上40歳以下の者 ・雇用開始日から5年以上は新見市から転出しない意思を示した者	交付対象者1世帯あたり20万円を交付 ※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、2人目以降1人につき10万円を加算(上限50万円)
就農	就農サポート事業補助金	○目的 新規就農者の確保・育成及び就農環境の整備 ○対象者 農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者 ○内容 ①借家賃借料の助成 ②借家リフォーム費の助成 ③農地借地料及び土づくり資材費の助成	①借家賃借料の1/2以内で補助金額の上限を1万円/月とし、2年間を限度とする。 ②借家リフォーム費の55/100以内で補助対象経費の上限を90万円とする。1回限り。 ③農地借地料及び土づくり資材費の55/100以内で補助対象経費の上限を10万円/10aとする。1回限り。

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	新規就農者住宅確保事業補助金	<p>○目的 新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。</p> <p>○対象者 農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者 ・就農計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修終了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がある者</p> <p>○内容 ①住宅購入費の助成</p>	<p>①150万円とし、1回限りとする。</p>
住宅	空き家情報バンク登録制度による情報提供	<p>○目的 市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。 ※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表 ※利用に際して、事前登録等は必要なし</p>	
	空き家活用推進事業補助金	<p>○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。</p> <p>○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人 など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。</p> <p>○条件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと</p> <p>○内容 【購入補助】 次のすべての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件すべて満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p>	<p>【購入補助】 補助対象経費×1/3 上限200万円 【改修補助】 補助対象経費×1/2 上限300万円 【家財整理補助】 補助対象経費×2/3 上限20万円</p>
	分譲宅地快適環境創造事業補助金	<p>○目的 定住促進及び分譲地の販売促進と分譲地における地元産材の利用拡大</p> <p>○対象者 市長が指定する分譲地の譲受人</p> <p>○内容 ①新見産乾燥材利用住宅の建築 ②生ごみ処理容器の設置</p>	<p>①新築で構造材等に材積で90%以上の新見産材を使用し、かつ、70%以上の乾燥材を使用する自ら居住するための住宅の建築取得に対し、床面積1㎡当たり4,000円の定額とし、70万円を限度とする。</p> <p>②微生物を利用して生ごみを分解消滅させる容器又は電機乾燥等により生ごみを減量化する容器の設置に対し、購入費の1/2相当額とし、10万円を限度とする。</p>
	新見の森と匠を活かす家づくり支援事業	<p>○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。</p> <p>○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築または増改築する市民</p> <p>○要件 以下の要件をみたとすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。 ③新築については主要構造材、増改築については主要構造部及び内外装等に用いる木材のうち、新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。</p>	<p>新築 1戸あたり50万円 増築 1㎡あたり1万5千円(上限30万円)</p>
子育て	保育料の減免制度	<p>保護者が子どもを2人以上有している場合、2人目の保育料は、基準額の1/2(半額)、3人目以降の保育料は無料とします。 ※市内の保育所、認定こども園などの利用により適用 ※その他、条件により、他の減免制度などもあり</p>	
その他	給食のアレルギー対応	<p>原則入学前申請、対象者の状況によりアレルゲンの除去または代替食の提供</p>	



市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
備前市	都市住宅課	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
産業部 都市住宅課	青木 弘行	0869-64-2225

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
定住相談員	友次 安美	0869-64-2225
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住、定住に関する相談業務</li> <li>・空き家の掘り起こし</li> <li>・移住体験住宅利用者のフォロー</li> <li>・移住者と移住希望者とのマッチング</li> </ul>	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
平成29年	3戸	1泊から27泊	53	6

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	備前市移住体験住宅【H27.8～】	備前市への移住を希望される方を対象として、実際に備前市内で生活体験ができる場を提供するため移住体験住宅を整備 ○対象者 ・備前市へ移住を希望されている方	○使用料 ・利用料は1日1,000円(1泊2日の場合は2,000円) ○利用可能期間 1～27泊(28日) ○その他 ・予約は利用開始日の3カ月前から受付可
起業	備前市創業奨励金交付事業	雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、創業塾を受講し、特定創業支援事業を受けた市内での起業者に対する奨励金の交付。 ※特定創業支援事業…産業競争力強化法に基づき、市内の金融機関やNPO法人といった創業支援事業者と連携して策定する計画による支援で、財務・販路開拓などに関するもの ※創業塾…特定創業支援事業として認定を受けた事業で、市内で起業しようとする者を対象として行う塾	奨励金 10万円
就農			
住宅	備前市住宅リフォーム事業費補助事業(H30.4～変更)	市民の住環境の向上、定住の促進と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームを行う方に必要な経費の一部を補助金として交付	住宅の修繕、補修、模様替え、増築等の工事で補助対象工事に要する経費が50万以上であれば、その工事に要する経費の10%を補助(市外からの転入者は上限40万円(市内施工業者の場合))
	若年者新築住宅補助事業【H27.4～】(H29.4～拡充)	若年者の市内への移住・定住を促進するため、新築住宅及び建売住宅の取得費用に対し補助金を交付 ○対象者(次の全てに該当) ・本市に10年以上定住することを誓約する者 ・H30.4.1～H31.3.31までに契約した者 ・申請日に50歳未満の者 ・市税等を滞納していないこと ○要件 ・対象者が居住することを目的に、新たに住宅を建築するため又は建売住宅を購入するための経費	補助対象経費の10/100(上限100万円)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	若年夫婦世帯家賃補助事業 【H27.4～】 (H29.4～拡充) (H30.4～縮小)	若年夫婦世帯の市内への移住・定住を促進するため、家賃の一部に対し補助金を交付 ○対象者(次の全てに該当) ・H30.4.1～H31.3.31までに契約した者 ・申請日に夫婦のいずれもが50歳未満の世帯 ・夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと ・他の公的制度による家賃助成を受けていないこと ○要件 ・新規に市内の民間賃貸住宅に居住した場合に、家賃の一部を補助	家賃の2分の1以内の額で月4万円、12ヶ月が上限 家賃とは、月額賃借料(共益費・管理費・駐車場使用料を除く)から、住宅手当等を差し引いた後の月額をいう
	空家活用促進補助事業 【H28年度～】	市内への移住・定住を促進するため、空家(中古住宅)の購入費用に対し補助金を交付 ○対象者(次の全てに該当) ・本市に10年以上定住することを誓約する者 ・H30.4.1～H33.3.31までに売買契約した者 ・空家の所有者又は売買を行うことができる権利を有する者が3親等以内の親族でない者 ・市税等を滞納していないこと	補助対象経費の10/100(上限50万円) ※補助対象経費は空家購入費及び空家購入に伴う土地購入費【住宅用地のみ】
子育て	子ども医療費給付制度  【平成27年度～】 (H28年度～拡充) (H29年度～拡充)	18歳までのお子様が病院などで受診された場合、医療費(保険診療分)の自己負担額を助成。 ○対象者 ・備前市に住民登録のある18歳までの子ども  備前市では、保育園、幼稚園及び認定こども園の負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から満4歳・満5歳児の保育料の無料化を開始。28年度からは、対象年齢を満1歳から満3歳の園児も対象、さらに、29年度からは、0歳児も対象となり、完全無償化となりました。 ○対象者 ・満0歳から満5歳の園児(※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断。) ○要件 ・保護者とお子さんが備前市に居住し、住民登録をしていること	保険診療での自己負担額(高額療養費や附加給付金などを除く)  保育料が無料 ※ただし、実費部分である給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費、一般生活費等は負担あり
	学校給食費補助制度 【平成29年度から】	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援推進するため、小・中学校及び特別支援学校に在籍する子供の学校給食費を補助します。 ○対象者 ・市内に住所があり、2人以上の子供を扶養していること ・第2子以降の子が備前市立の学校または特別支援学校に在籍しているなど	補助額 ・第2子は半額、第3子以降は全額
その他	小中学校給食のアレルギー対応	アレルギー診断書をもとに、聞き取りで面談調査を行い、乳・卵を基本に除去食の対応をしている	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
瀬戸内市	企画振興課	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
総合政策部企画振興課	松井隆明	0869-22-1031

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
瀬戸内市移住推進員	菊地友和	0869-22-1031
主な業務	移住希望者の相談対応、移住推進に係る関連情報の収集及び提供、移住推進に係る各種イベント及び広報等の企画実施、瀬戸内市移住交流促進協議会事業の推進、移住者の定着支援、地域の受入体制整備の推進等	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H27	教員住宅3棟	1ヶ月以上3ヶ月以内	12件	3件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】なし

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	牛窓お試し住宅 長船お試し住宅 邑久お試し住宅	移住を希望している岡山県外在住者に対して、本市での生活体験機会と住宅や仕事確保の拠点を提供するもの	・1ヶ月以上3ヶ月以内で利用可能 ・家賃月35,000円程度
起業	創業支援ネットワーク	市内で起業・創業する者に対して、関係機関と連携したワンストップ相談対応や創業塾の開催等を行い、起業や創業する方を支援するもの。	・株式会社設立時登録免許税の減免(資本金の0.7%→0.35%) ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証
就農			
住宅	定住促進補助金	市が販売する分譲宅地を購入し、住宅を建て、住民票を当該地に移した方に対して、補助金を交付するもの。	・当該分譲宅地の30%を補助
	三世代同居等推進リフォーム補助金	親と子と孫(出産予定を含む)で構成する三世代で同居又は近居する世帯が行う住宅のリフォーム工事に対して、その費用の一部を補助するもの。 (対象工事) ・平成30年度中に完了する工事であること ・建物本体の居住部分に対して行う工事であること。 ・市内業者が施工する工事であること。 ・費用の合計が10万円以上であること。	・対象工事に要する費用の2分の1(1,000円未満は切り捨て。上限30万円)
子育て	子育て支援センター	子育て家庭や地域の方々が気軽に集う交流できる場で、子育てに関する相談や子育ての情報提供を行う。	・施設5ヶ所
	小児医療費給付制度	中学生まで医療費自己負担額を助成するもの。	・中学生まで負担額無料
	一時保育	保護者の仕事や急な用事・病気などの事情や、家庭での子育て負担軽減などのため、一時的な保育の利用ができるもの。	・市内6園での一時的な保育の利用(保育園に入所している子どもは対象外)
	病児・病後児保育	病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児ができない子どもを一時的に預かる制度	・市在住の小学校6年生まで
教育	就学援助	小学校・中学校の子供が義務教育を受けるために必要な経費の一部を援助するもの。	・学用品や給食代、修学旅行などの費用に対して一部援助
その他	IJUコンシェルジュ	移住を希望される人に対して、きめ細やかなサポートを行うため、地域の人や先輩移住者が暮らしや住まいのこと、希望の暮らしや心配事などを相談できる体制を整備。現在、牛窓町地域、邑久町家掛地区、邑久町本庄地区に配置している。	・空き家情報の提供 ・空き家の家財整理、リフォーム補助 ・お試し住宅の提供 ・地域の生活習慣、資源情報の提供 ・移住希望者へのアドバイス ・現地の案内
	テレワーク	テレワークの仕事を提供する企業と提携して、育児や介護をしている方を対象に、テレワークのセミナー、講習会を開催し、テレワークの体験及び就労のきっかけとする機会を提供するもの。	・テレワークセミナー、講習会の開催
	給食アレルギー対応	(保育園) ・申込要。除食食、代用食あり(場合によって) (小・中学校) ・学校給食としては対応できていない。アレルギーがある生徒は、保護者が入学時にその旨を申請し、以降は随時、先生と当該生徒保護者で対応を協議する。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
赤磐市	まち・ひと・しごと創生課	○	○	○	○	○			未定	一泊	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
まち・ひと・しごと創生課	須波 輝臣	086-955-1220

2 移住専門相談員の有無

○ ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住コンシェルジュ	森崎 俊朗	086-955-1220
主な業務	* 移住に関する相談業務、情報発信 * 空き家の調査など 移住・定住に関すること	

3 お試し住宅の有無

○ ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H28	3戸	1日～90日	11	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】  
 移住を検討している方に赤磐市を訪れてもらい、大型住宅団地の見学や空き家物件見学、先輩移住者との交流などを図ることで赤磐市を移住先としてもらうことを目的とする。  
 対象者：赤磐市への移住を考えている、赤磐市外に在住の方  
 参加費：大人 3,000円 小人 1,500円

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	赤磐市おためし暮らし事業	移住を検討している人を対象に、市内の施設を利用し実際の生活を体験してもらう。 * 対象者 赤磐市への移住を検討している人で転勤、通学等によるものを除く * 利用期間・利用施設 1日～7日：赤坂適塾(市の宿泊施設) 8日～90日：おためし住宅	利用期間が * 7日以内 使用料 1泊 2,000円 * 8日～90日 使用料 1日 1,500円
起業	あかいわ創業塾	市内で起業・創業を希望する人を対象としたセミナーを開催	企業、金融機関、商工会等専門家による、起業・創業に必要な知識を習得するための講座
就農	新規就農経営支援事業助成金  就農等支援センター	新規就農者の確保、育成のため、施設の新築または増築、農業用機械の導入、その他農業経営の発展につながる取り組みについて補助金を交付する。 * 対象者 市内在住で、市内に営農の拠点がある 独立・自営就農時、45歳未満である専業の独立・自営就農者 独立・自営就農の日から5年を経過していない 青年就農給付金など他の補助金を受けていない 就農2年目以降の申請の場合は直近年の農業所得が250万未満  新規就農者の確保や担い手の育成を推進するため平成29年4月より開設。	補助額 補助率1/2、上限100万円 内容 施設の新築、増築、農業用機械の導入
住宅	空き家改修補助事業 ※県補助事業を利用  定住促進奨励金	空き家を改修して移住を希望する人を対象に、その改修費用の一部を補助する。 * 対象者(すべての要件を満たすこと) 県外からの移住であること(転勤・通学によるものを除く) 改修後の物件に3年以上居住すること 岡山県への転入予定または岡山県へ転入後1年以内の者の親族の所有する物件に居住するUターンでないこと * 対象住宅 赤磐市が運用する空家バンクへの登録物件であること 賃貸契約または売買契約が成立していること  下記の分譲宅地を取得し定住する人を対象に、奨励金を交付する。 * 所定の分譲宅地を取得し、延べ床面積が50平方メートル以上の居住用住宅を新築していること * 対象住宅の宅地売買契約を締結後1年以内に定住希望者が居住を開始し、引き続き5年間に上定住することが見込まれるもの  [分譲宅地] 安岡住宅団地宅地分譲、にぼりグリーンタウン、大池分譲宅地、中河内分譲宅地	補助額 対象工事費の1/2 (上限1,000千円) 対象工事内容 台所、トイレ、浴室、内装など家屋部分の改修 ※簡易な改修、トイレや浴室の設備の設置は対象外  交付額 1戸 200,000円 ※義務教育以下の子供がいる場合は、1人あたり20万円加算 ※太陽光発電システム、蓄電池、HEMSを設置する場合はさらに20万円加算

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
子育て	子ども医療費給付制度	高校生までの医療費自己負担額を助成	中学生まで:負担額無料 高校生まで:負担額1割
	保育料負担軽減制度	保育園・幼稚園に通う児童がいる多子世帯を支援(所得等条件あり)	第2子:半額 第3子:無料
	りんくステーション	子どもや子育てに関する相談窓口(子育て世帯包括支援センター)、障害に関する相談窓口(障害者基幹相談支援センター)、発達障害に関する相談窓口(発達障害支援センター)をまとめた相談窓口。	
その他	赤磐市就職説明会等参加帰省費用助成金	赤磐市へのU・I・Jターン希望者が市が主催又は共催する就職説明会や婚活イベント等に参加したひとを対象に、交通費の助成を行う。 *対象者 あかいわに帰ろうプロジェクト会員に登録していること 事業参加証明書を発行する就職説明会等への参加者など *対象経費 鉄道賃、航空賃、高速バス料金	補助額 往復に要した交通費の1/2 (上限 25,000円) 2回まで助成
	赤磐市新婚世帯家賃補助	婚姻届提出後2年以内に赤磐市で賃貸住宅を契約した新婚世帯を対象に家賃の助成を行う。 *対象者 平成28年4月以降に賃貸契約を締結し入居した人 申請日現在で夫婦とも40歳未満 夫婦とも住宅所在地に住所があり、市町村民税の滞納がないこと など *対象経費 民間住宅の家賃	補助額 1世帯当たり 月額10,000円 最長12カ月 ※実質家賃負担額が10,000円に満たない場合は、その額とする。
	赤磐市結婚祝い金	赤磐市が主催又は共催する婚活イベントにて出会った方と婚姻し、夫婦とも2年以上赤磐市へ居住する新婚世帯に祝い金を交付 *対象者 夫または妻が赤磐市以外へ居住していた人 婚姻届提出後、2か月以内に夫婦とも赤磐市へ住所を移し、引き続き2年以上居住すること。 夫婦とも市町村民税に滞納がないこと。 など	交付額 1組 200,000円
	24時間電話健康相談	24時間体制で医療スタッフがフリーダイヤル電話による健康相談に対応	相談料:無料 相談時間:制限なし
	給食の除去食対応	市内の小中学校において、事前調査にてアレルギーのある生徒、児童を調査。アレルギー源除去食にて対応。代替食無し。 ※公立保育園については、全園対応可能。幼稚園については、お弁当の負担が必要。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
真庭市	交流定住推進課	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部交流定住推進課	金田 保志	0867-42-1179

2 移住専門相談員の有無

(有) ・ 無

名称	氏名	連絡先
真庭市交流定住センター	元井 哲也	0867-44-1031
主な業務	・交流、移住、定住に関すること。(相談業務等) ・地域資源の発見、高付加価値化の支援に関すること。 ・地域の情報化、情報発信に関すること。	

3 お試し住宅の有無

(有) ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H26	5か所	1人～	10件	4件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
移住希望者の要望に沿った形で地域案内を行っている。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	真庭市お試し住宅	真庭市を身近に体験したい人(単身者～家族)を対象に、最長1年利用可能 北房1か所、久世1か所、美甘1か所、中和2か所	・北房:30,000/月 ・久世:要相談 ・美甘:2,500円/日 ・中和:20,000円/月～ ・中和ファーマーズビレッジ:30,000円/月
起業	起業支援事業	<対象者> ・起業の日に市内に住所を有している方 ・市内に事務所を設置、または設置を予定している方 ・市税を完納している方 (注)農業・医療業など一部対象にならない業種もあります	補助額:上限100万円 (特定創業支援事業証明書を取得された方は上限150万円) 補助率:1/2以内 対象経費:設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費等
	「まにわ創業塾」(セミナー開講/受講証明書発行)	創業に関する知識を学べるセミナーを開催しています。 対象者:新たに創業を予定している方、創業の知識を身につけたい方等 時期:5月(年1回(毎週土曜日の全4日間))※無料 ※受講者には、追加支援が受けられる証明書を発行します(右記のとおり) ※(公財)岡山県産業振興財団が実施する下記セミナー等を受講した場合も証明書を発行します。 ・「プレ・インキュベーションセミナー」(9月～12月(全10回))※有料 ・「女性創業支援研修(創業塾)」(初級コース7月～10月/中・上級コース10月～12月(各全5回))※無料	<証明書による追加支援の内容> (1)起業支援事業にかかる補助金限度額の拡大(上限100万円→150万円) (2)株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置 (3)信用保証枠の拡大
就農	起農プロジェクト	真庭で農業したい都会の人を対象に、東京・大阪で“真庭起農スクール”を開講します。29年度以降、真庭で“起農塾”を開催し、農業したい人をサポートします。	
	地域就農オリエンテーション	就農相談会に参加した方を対象に実施する産地の見学や農家との意見交換新規就農研修の受け入れ態勢などを説明する年2回開催のオリエンテーション。真庭市ではビオーネとトマトが対象品目となっています。【県主体】	
	真庭いきいき帰農塾	作物の栽培技術を習得し、農業経営を始めたいという中高年の方を中心に農業に興味のある方を広く対象として開講しています。 対象作物はナス・キュウリ、ビオーネ、キク、ソリダゴで各15名程度を対象としています。(H29年度現在)	
住宅	空き家活用定住促進補助金	対象者: ・3年以上市外に居住し、定住の意思をもって転入しようとする方 ・転入後3年を経過しない方 ・真庭市に住民票を有するもので、23歳未満の子どものを養育する方	[家屋取得] 取得費の1/3、上限100万円 [家屋改修] 工事費の1/3、上限100万円
	空き家財道具等撤去補助金	【補助対象】 真庭市空き家情報バンクに登録された物件	処分に係った経費(10/10)、上限12万円

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	真庭市定住支援活動奨励金	【補助対象】 ・自治会等を対象とし、地域の空き家を空き家情報バンクに登録した場合 ・自治会等を対象とし、地域認定空き家情報として登録し、売買又は賃借契約が成立した場合	・1件登録につき1万円(1自治会等について、年度内3万円上限) ・1件当たり3万円
	木材需要拡大補助金	自ら居住する(10年以上)ために市内に一戸建て80㎡以上の木造住宅を新築する方で市内の製材所で製材した真庭産材による乾燥材を8立方メートル以上使用することを条件に補助金を交付します。県も同様の制度で県産材を条件としています。	新築 一戸当たり60万円 (参考:岡山県補助額:新築一戸当たり20万円)
	木質バイオマス利用開発推進事業補助金	ペレットや薪を燃料とするストーブや農業用ボイラの購入に対して補助金を交付します。	1/3以内でストーブは上限13万円、ボイラは上限70万円 (ただし、人目に多く触れることが期待できPR効果が高い施設のストーブについては、1/2以内で20万円を限度額とする。)
子育て	不妊治療支援事業	医療保険対象外の不妊治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。2人目以降にも助成します。	年度内上限20万円
	不育治療支援事業	医療保険対象外の不育治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。2人目以降の妊娠にも助成します。	年度内上限30万円
	乳幼児・児童生徒医療費給付制度	中学校卒業まで、県内医療機関受診時の自己負担分が無料となる制度です。	
	“里山まにわ”からの贈りもの事業	新生児に木のおもちゃをプレゼントします。豊かな感性や自然を大切にすることを育み、真庭の財産である森や木への関心を広め後世に伝えます。	
	ブックスタート事業	産後の家庭に地域の愛育委員が絵本を持って訪問しプレゼントします。子どもさんと絵本の初めての出会いをお手伝いします。	
	子育てサロン・集いの広場等	市内に子育て中の親や子どもが集える場所があります(市設置や地域が設置) ・北房1か所・落合1か所・久世7か所・勝山1か所・湯原1か所・中和1か所	
	中学生尿中ピロリ抗体検査	中学生の希望者を対象に胃がんの主原因とされるヘリコバクター・ピロリ(ピロリ菌)の感染検査を行い、併せて陽性者のピロリ菌除去の治療費を助成します。	①尿中ピロリ検査(無料)、 ②①陽性者への尿素呼気試験(自己負担500円)、③ ②陽性者への除菌治療(自己負担500円)、③実施者の尿素呼気試験(自己負担500円)。
	放課後児童クラブ	児童の授業の終了後などに集える場所があります。 ・北房1か所・落合3か所・久世3か所・勝山3か所・湯原1か所・八東1か所・川上1か所	
その他	高齢者肺炎球菌予防接種助成	高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成しています。	3,200円(自己負担額4,846円が必要です)
	病院・医院数	北房5か所、落合8か所、久世10か所、勝山6か所、湯原2か所、八東2か所、川上1か所	
	歯科医院数	北房3か所、落合6か所、久世5か所、勝山4か所、湯原1か所、八東1か所、川上1か所	
	真庭なりわい塾	真庭市中和地区をフィールドに実際に「あるく・みる・さく」ことを通じて、これからの生き方、働き方、社会のカタチを考え「暮らしをつくる力」「なりわいを構想する力」「地域を支える力」を養い、「志を共にする仲間づくり」に取り組む若者を育てるプロジェクトです。28年度から開催しており30年度3期生の募集を行いました。	
	保・幼・小中学校給食のアレルギー対応	入園・入学時に調査票にて把握。アレルギーを持っている子供の親と栄養士の面談のうえ個別に対応。アレルギー源の完全除去。一部代替食対応あり。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
美作市	企画情報課				○	○	○					○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
企画情報課	平田 理佐	0868-72-6631

2 移住専門相談員の有無 有・無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有・無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H23 H24	2戸 1戸	6ヶ月から	3件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅	○対象者 1. 現在、美作市外へ在住の方。 2. 美作市への移住を希望されている方。 3. 地元集落の自治会活動等へ参加する意欲のある方。 4. 利用期間中、1名以上が常時滞在出来る方。	○使用料 ・1号棟:2万円/月 ・2号棟:3万円/月 ・3号棟:3万円/月 ○利用可能期間 6か月から1年(最長1年) ○住宅設備 ・上水道 ・下水道 ・光ケーブル ・家電製品等(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・ガスコンロ) ○その他 ・CATV・NTT光インターネット ・光電話は別途料金が必要 ・光熱水費は全て自己負担
起業	美作市地域活力創生事業補助金制度	地域産業の振興のための補助金制度 ○対象者及び要件 新たな事業を開始する具体的な計画を有する個人、中小企業団体、地域活動団体で、次の要件を満たすもの ・市内に住所を有する個人、または市内に主たる事業所を有する中小企業もしくは地域活動団体。 ・大型店舗でないこと ・フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 委市があること。 ・事業の種類に応じ要件を満たすものであること。 ○補助事業名 ◆スタートアップ支援事業:新規創業に係る経費の補助 ◆新事業活動支援事業:経営革新計画等に従って、継続的かつ発展的に事業を行うものに対する事業者等の機能強化及び魅力アップ等に「課買」経費の補助。 ◆活力アップ個店支援事業:事業所などの魅力アップや継続的な経営に繋がる販売促進活動に係る経費の補助	◆スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内(上限100万円) ◆新事業活動支援事業 補助対象経費の3分の1以内(上限100万円) ◆活力アップ個店支援事業 補助対象経費の3分の1以内(上限20万円)
就農	美作市就林事業奨励金制度	美作市で新たに林業経営を始めた者、又は林業に就職した者を支援する制度。	奨励金10万円
	就業奨励金支給事業	美作市で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする39歳以下の者を支援する制度	奨励金5万円
	青年就農給付金(経営開始型)事業補助金	美作市で新たに農業経営を開始した45歳未満の者を支援する制度	上限150万円(最大5年間)



区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	農業実務研修事業補助金	美作市で新たに農業経営を開始するために必要な技術等を習得する、55歳未満の者を支援する研修制度	上限150万円 (最大2年間)
住宅	美作市移住定住促進補助金 H27.4.1～H32.3.31	市外からの移住定住者の増加を図り、定住人口の増加及び活力ある地域づくりを推進するため、美作市内に自ら居住するための住宅を建築又は購入した市外からの転入者に対し、補助金を交付する。  ○対象者 ・基準日(H27.4.1)において市外に住所を有する者で、基準日以後に美作市内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築又は購入する者。 ・補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者。	○新築住宅を建築または購入 ・建築・購入費用の1/10以内(上限50万円) ○中古住宅を購入 ・購入費用の1/10以内(上限20万円) ○中古住宅の購入と増改築 ・購入費用の1/10以内(上限20万円)と増改築費用の1/2以内(上限30万円)  義務教育終了前の子どもが同時に転入の場合【児童・生徒加算 5万円/人】 新築・増改築を市内事業者と契約した場合【市内事業者加算 契約金額の1/2以内 上限10万円】 新築のために以前あった住宅を取壊した場合【取壊し加算 解体費用の1/2以内 上限30万円】 申請者またはその配偶者のどちらかが50歳未満の場合【宅地購入加算 購入費用の1/2以内 上限10万円】
	美作市ふるさと我が家改修補助金 H27.4.1～H32.3.31	空き家の利活用により、市外からの移住を促進し活力ある地域づくりを推進するため、美作市空き家情報バンク制度運営要綱で定める空き家情報バンクに登録した家屋の増改築に要する費用に対し、補助金を交付する。  ○対象者 ・空き家情報バンクに登録された家屋を増改築し、補助金の交付を受けた日から5年以上賃貸契約を行おうとする者、または賃貸契約により居住する者。	○空き家賃主が増改築する場合 ・増改築費用の1/2以内(上限30万円) ○賃貸する者が増改築する場合 ・増改築費用の1/2以内(上限30万円)  義務教育終了前の子どもが同時に転入の場合【児童・生徒加算 5万円/人】 増改築を市内事業者と契約した場合【市内事業者加算 契約金額の1/2以内 上限10万円】
	美作市ふるさと跡継ぎ支援補助金 H27.4.1～H32.3.31	市外に居住する者が、ふるさとである美作市に跡継ぎのため定住しやすい環境を作ること。また、空き家の増加を制御することを目的として住宅の改修に係る費用に対し補助金を交付する。  ○対象者 ・基準日(H27.4.1)において市外に住所を有する者で、基準日以後に美作市内に自らの資金により住宅の改修をする者 ・市内にある3親等以内の親族の家を継承する者	増改築費用の1/2以内(上限30万円)  義務教育終了前の子どもが同時に転入の場合【児童・生徒加算 5万円/人】 増改築を市内事業者と契約した場合【市内事業者加算 契約金額の1/2以内 上限10万円】
	美作市定住住宅奨励金 H27.4.1～H32.3.31	人口の流出と減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりの促進を図るため、市内に自ら居住するための住宅を建築又は購入した者に対し美作市住宅新築奨励金を交付する。  ○対象者 ・基準日(H27.4.1)において、美作市内に住所を有する者で、市内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築又は新築建売住宅を購入する者。 ・補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者。	○新築住宅を建築または購入 定額10万円 ○中古住宅を購入 定額5万円 ○中古住宅の購入と増改築 購入について定額5万円と増改築について定額5万円  新築・増改築を市内事業者と契約した場合【市内事業者加算 契約金額の1/2以内 新築の場合上限10万円 中古の場合上限5万円】 新築のために以前あった住宅を取壊した場合【取壊し加算 解体費用の1/2以内 上限30万円】 申請者またはその配偶者のどちらかが50歳未満の場合【宅地購入加算 購入費用の1/2以内 新築の場合上限10万円 中古の場合上限5万円】
	空家等除去事業補助金	危険空家の除去費用の1/2(上限30万円)を助成します	

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
子育て	不妊・不育治療支援事業	不妊・不育治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため不育治療費を助成する。 ○対象者・要件 ・美作市に住所を有すること ・対象者及びその世帯員に市税の滞納がないこと。 ・申請年度において他の市区町村が実施している、不育治療に関する助成制度の適用を受けていないこと。	保険適用外の治療及び検査費用 (不妊治療:上限10万円) (不育治療:上限30万円)
	病児・病後保育事業	美作市立大原病院の病児・病後保育室において、急な病気や病気の回復期のため、集団または家庭での保育が困難なとき、保護者に代わって子の保育を行う。 ○対象者・要件 ・美作市に住所を有する、又は保護者が美作市内に勤務をしている、生後6ヶ月から小学校6年生までの子。 ・病気の回復期に至っていない、又は回復期であっても安静にしておく必要がある子。 ・保護者が、仕事や病気などで家庭での保育が受けられない子。 ・原則予約制、定員2名(事前登録が必要、当日の登録も可能)	○利用料 1日:1,500円 ※生活保護、ひとり親家庭医療費受給世帯は1,000円 ※市外在住者は2,000円 ※希望者のみ別途給食代400円
	発達支援センター	乳児から中学卒業(必要に応じて高校生にも対応)までの保護者が、子の成長発達で心配なことを相談できる。また、入園・就学時など成長段階にあわせて切れ目ないサポートを受けられる。	●発達支援教室 発達面が気になる、育ちに困り感があるなどの相談を受けたり、子への関わり方や子育てのポイントを学べる。 対象者:就学前までの子とその保護者  ●巡回相談 保育園・幼稚園などの集団生活の中で、保護者・保育士などの気づきを適切な支援につなげていくための、専門スタッフによる巡回相談。 各園ごとに、月1回程度実施
	出産祝い金	(支給対象者)H29.4.1日以降に生まれた子で、生まれた子と同居している父又は母で次のいずれにも該当していることが必要。 1.出生日において生まれた子と同じ世帯で美作市の住民基本台帳に登録されている事 2.乳幼児健康診査を受診している事 3.支給対象者及びその配偶者のいずれも市税の滞納がないこと	第1子3万円、第2子5万円、第3子以降20万円の祝い金を支給します。
その他	親子電子手帳サービス事業	希望者に親子手帳の電子サービスを開始します。親子健康手帳の記録から、美作市の情報までスマートフォンやタブレットで簡単にサポートできるアプリ。	予防接種や検診の管理が簡単に出来る。
	タクシー利用補助事業	高齢者、障害者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	
	美作市学校給食おける食物アレルギー対応	学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである事に鑑み、全ての児童・生徒が安心して、かつ日々楽しく給食をたべられるよう食物アレルギーにかかる対応をする。 (対応食品)・鶏卵・卵類・牛乳・乳製品・小麦・落花生(ピーナッツ)・えび・かに・そば	各幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒 食物アレルギー対応を行う対象者は、医師から「学校生活管理指導表」により規定する食品等における食物アレルギーと診断され、かつ各家庭においてアレルゲンの完全除去を行っている児童等とし、その他の児童等への対応は原則として行わない。

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
浅口市	地域創造課				○	○						○			○		○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
企画財政部 地域創造課	三宅 和伸	0865-44-9034

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	中小企業設備資金利子補給金	中小企業者等で、新たに市内に設備を設けるために制度資金融資を受けたものに対し、利子補給を行う。 【対象者】 ・市内に事務所及び事業所を有する者 ・市税を完納している者 ・市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員又はその統制の下にある法人等ではない者 ・その他、市長が適当と認める者	【補給対象借入額】 融資決定額が50万円以上1,000万円以下 【補給金額】 払い込む利子の1%相当額以内 【補給期間】 3年以内
就農			
住宅			
子育て	第3子以降保育料無料化	子育て支援及び少子化対策として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育所・幼稚園・こども園等の保育料の無償化を実施しています。	生計を一にする子のうち、最年長から数えて第3子以降の児童の保育料は無料（保育所・幼稚園・こども園等）
	保育料の軽減	子どもを生み育てやすい環境づくりを一層進めるため、保育料の引き下げを行い、子育て支援のさらなる充実を図っています。生計を一にする子のうち、最年長から数えて第2子の保育料が対象です。	【保育所・こども園（保育利用）の保育料】1割軽減 【幼稚園・こども園（教育利用）の保育料】500円軽減
	子育てコンシェルジュ	子育ての悩み、相談等に対応するため、こども未来課に子育てコンシェルジュを配置しています。	
	幼児期の外国語活動	浅口市では、外国語活動の充実のため全ての市立保育園・幼稚園・こども園において、外国語講師による活動を行っています。	
	給食提供・延長保育	市内のすべての幼稚園・保育園・こども園で、給食の提供。また、すべての保育園・こども園で、延長保育を実施しています。	
	放課後児童クラブ（学童保育）	全ての小学校区で小学校の余裕教室や専用施設で実施しています。	
その他	給食アレルギー対応	公立こども園、幼稚園、小中学校で給食のアレルギー対応あり（除去食対応）。事前に面談が必要。	
	土地情報バンク	市内の住宅等が建築できる土地を「土地情報バンク」に登録し、土地を売りたい（借りたい）人への情報提供。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
和気町	まち経営課	○	○	○	○	○			①岡山市・瀬戸内市・和気町 10月13日～10月14日 ②和気町単独 未定	未定	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まち経営課	山根 健吾	0869-92-4589

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
和気町移住推進員	飯豊 信	0869-92-4589
主な業務	和気町移住推進員に任命された先輩移住者が和気町地方創生課に常駐。住居、仕事、生活習慣、子育て・教育、就農、起業など、移住に関するワンストップ総合窓口として、移住検討中の方を多面的にサポートします。	
名称	氏名	連絡先
和気町定住促進アドバイザー	吉永 由加里	0869-92-4589
主な業務	和気町定住促進アドバイザーに任命された先輩移住者が移住希望者の方に対して、居住物件や地域での生活習慣等についてアドバイスをを行います。	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
平成29年度	3棟	14日間～2か月 (特別な理由がある場合、2か月間延長)	15世帯34名	6世帯16名

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
①連携中枢都市圏開催ツアー(岡山市、瀬戸内市、和気町) 開催日:平成30年10月13日(土)～平成30年10月14日(日) 行程:※詳細は未定。
②和気町移住体験ツアー(和気町単独) 開催日:未定 行程:和気町の生活エリア、教育環境、気候風土等を体験できる行程。詳細は未定。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅貸付事業	町が空き家を借り上げ一定期間滞在ができる住宅を整備し、移住希望者に貸し付けることにより、移住を促進することを目的とします。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を希望する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (5)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (6)暴力団員でない方 (7)和気町のお試し住宅を体験したことがない世帯の方	○料金 利用料金は1か月3万円以内 ○期間 貸付期間は原則として14日間以上2か月以内とし、特別の理由があると認めるときは、1度に限り延長することができる(延長は最長で4か月以内)。
起業	創業塾	「これまでの経験を活かして開業したい」「自分のアイデアを形にして起業したい」などの夢を実現したい方に対して、事業を始める前に用意しておくことや身に付けておくべき経営知識について学ぶことのできる「創業塾」を開催します。	備前市、瀬戸内市、和気町が合同で開催。 ○対象 管内で創業を目指す方
	エンターワケキッチン	JR和気駅前にある「エンターワケキッチン」では、飲食店の起業を支援するためのお試し施設として、日替わりで店舗が入れ替わる形の運営を行っている。本格的な出店前のプレ店舗として活用することができます。	○施設管理及び運営 和気商工会 ○対象者 和気町商工会員及び町内で創業予定者等 ※その他詳細は、和気商工会まで
	起業支援補助金	町内の産業の振興を図るため、町内において起業する者を対象に費用の一部を補助します。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)起業を予定している者又は起業の日から6か月を経過していない方 (2)町内に住所を有し、又は有しようとする方 (3)町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする方 (4)和気商工会と起業相談を経て作成した事業計画を有している方 ※その他要件あり	○補助率・・・2分の1 ○補助金の上限額 ・・・50万円 ※ただし、県外からの移住者による企業の場合は上限額100万円を適用。 ○補助対象経費 (1)店舗等借入費 (2)外装・内装工事費 (3)備品購入費(5万円以上50万円以内) (4)広報費マーケティング調査費 (5)商業登記費 等 ○補助対象業種 農林漁業、風俗業等を除く業種

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
就農	和気町農林業振興対策事業	新規就農者に対し、借家の賃借料補助や施設設備にかかる費用を補助することによって、新規就農者の確保及び育成することを目的とします。 就農支援(農業体験・実務研修)を受ける場合は就農時45歳未満で、農家出身でない者。また就農支援はなす・ぶどうに限ります。	①借屋賃料金の補助 賃料金の1/2を12ヶ月間助成(上限30千円/月) ※就農支援の実務研修を受講していることが条件 ②就業奨励金の支給 1人5万円(就農時39歳以下) ③施設・設備の補助 資材費の1/2助成(上限1,000千円)
住宅	空き家改修補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して移住を希望する者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町の住民基本台帳に登録されていない、又は登録されて1年を経過しない20歳以上の方 (2)町外に3年以上居住している、又は居住していた方 (3)空き家を購入又は賃借した方 (4)空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過しない方 (5)空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (6)自らの負担で空き家の改修をしようとする方 (7)改修した空き家に5年以上定住する意思のある方 ※その他要件あり	○補助金額 ・改修費の2分の1 ※補助金の上限額:50万円 ○補助対象事業 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ・内装、屋根、外壁等の改修 ・その他適当と認められる改修工事 ○その他 ・補助対象工事は、施工業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了することができる改修工事で、当該工事に要する経費が10万円以上のものとする。 ・原則として施工業者は、町内に事業所等を有する法人及び個人事業者に限る。
	定住促進に係る固定資産税の課税免除	○目的及び内容 若者及び子育て世帯の定住促進を図るため、新築住宅又は中古住宅の取得に係る固定資産税(家屋)の課税を免除します。 ○対象者 40歳未満の者。ただし、婚姻している夫婦の場合は、そのいずれかが40歳未満であること。又は、就学前、就学中の子供を扶養している者であること。	新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して5年度を限度として、家屋に係る固定資産税を免除する。 ※課税免除の額は、新築住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額のうち、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。 ※中古住宅に対する課税免除の額は、中古住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1とする。
子育て	乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度	子育て世帯の経済的負担を減らすため、乳幼児及び児童・生徒等医療費の助成を実施。 ○対象者 和気町に居住する0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等(18歳到達後、最初の3月末まで有効)	自己負担額が無料 ※保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について
	幼児2人同乗用自転車レンタル事業	子育て中の家庭に対して、幼児2人同乗用自転車のレンタル事業を実施。 ○対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録がなされている方 (2)年齢が満16歳以上であること (3)満1歳以上満6歳未満の間にある幼児を2人以上養育していること。	○利用料 無料(維持管理費は自己負担) ○利用期間・・・1年間
	幼稚園使用料・預かり保育料の無料化	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、和気町立保育園・幼稚園に通う町内の1～5歳児の「幼稚園使用料(3,200円/月)」と「預かり保育料(3,000円/月)」を無料化。 また、「保育所保育料」を現行の利用者負担額から月額最大6,200円を減免。 ○対象者 (1)保護者と児童の住民登録が和気町にあること。 (2)4月1日時点での年齢が、1歳～5歳の児童であること。 (3)町税等に滞納がないこと。	【減免の内容】 ○保育園児の場合 現行の利用者負担額から6,200円を控除する。ただし、利用者負担額(月額)が6,200円以下の場合は無料とする。 ※①延長保育料、一時預かり保育料、その他の雑費などは対象としない。 ②0歳児は対象としない。  ○幼稚園児の場合 月額使用料及び預かり保育料を無料とする。 ※給食費、PTA会費、その他の雑費などは対象としない。

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
その他	移住希望者滞在費補助金	<p>町内への移住を目的として住居や仕事を探すなどの活動を行うため滞在する者に対し、滞在費の一部を補助することにより、移住者の増加を図ることを目的とする。</p> <p>○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を目的とする活動のために、町内の宿泊施設を利用する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (5)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (6)暴力団員でない方</p> <p>○移住を目的とする活動について (1)和気町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動 (2)移住のために和気町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動 ※一泊から補助対象活動とする</p>	<p>○補助率等 (1)宿泊料の3分の2以内、1人あたり2泊を上限とする (2)1泊あたり、1人4,000円を上限とする (3)交付は1世帯あたり、5回を限度とする</p>
	移住活動用自動車の貸出	<p>和気町への移住希望者が移住活動を行うための自動車を無料で貸出する。</p> <p>○対象者 次の要件にすべて該当する者 (1)移住活動を行う移住希望者又は移住者であること。 (2)年齢が満21歳以上であること。</p>	
	結婚新生活支援事業費補助金	<p>和気町で新婚生活をスタートする新婚世帯を支援することを目的に引越に係る費用を助成する。</p> <p>○対象となる世帯 ・平成28年10月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある世帯 ・婚姻届提出時点で、夫婦ともに49歳以下であること。 ・世帯の前年分の所得額の合計が340万円未満であること。 ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・夫婦ともに和気町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p>	<p>○対象となる経費 ・新規の住宅賃貸費用 ・新規の住宅取得費用 ・結婚に伴う引越し費用</p> <p>○補助率 10/10</p> <p>○助成金の上限額 24万円</p>
	アレルギー対策	<p>(アレルギー対策について) 各学校・園では、アレルギー疾患のある生徒、児童の学校・園生活をより安心して安全なものにするため、入学・入園・転入時に生徒・児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握することを目的に「アレルギー疾患に関する調査」を実施しています。調査の結果、アレルギー疾患があり配慮を必要としているお子様には、詳しく状況を把握し面談を実施しています。</p> <p>(アレルギー疾患のある生徒・児童の給食対応について) 幼稚園・小学校・中学校では、アレルギー疾患のある生徒・児童について除去食や代替食による対応は実施していません。弁当を持参していただきます。 保育園については、可能な範囲で除去食や代替食の対応をしています。</p>	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
早島町	まちづくり企画課			○													○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まちづくり企画課	松下 大輔	086-482-0612

2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・  無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
----------

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	中小企業応援事業補助金<起業家支援事業>	中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的に、起業予定者等に対し補助金を交付する ○ 対象者 当該起業の直前に事業を営んでいなかった中小企業者(個人に限る。) 又は当該起業の直前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者(会社に限る。)であって、当該起業に当たり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けた者	委託費(事業計画書及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。)、賃借料(店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。)、機械装置費、備品費などの経費について補助 補助率:3分の2 限度額:40万円
就農			
住宅	空き家利活用助成事業	町内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本町への定住人口の増加を図るため、空き家の改修や家財道具の処分をするものに対して助成金を交付 ○ 対象者 ・売買、賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する人 ・空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する人であって、次のいずれかに該当する人 (1)早島町へ定住の意思をもって移住しようとする者 (2)早島町に住民登録を有する者 ○ 要件 ・「早島町空き家情報バンク制度」登録された戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のものであること ・3親等内の親族間による空き家の売買等でないこと ・暴力団・暴力団員等でないこと ・町税等の滞納がないこと ・空き家の売買契約等成立後、6ヶ月以内に着手する事業であること	【改修助成】 空き家の居住部分の修繕工事及び設備改善のための改修工事についての助成 補助率:改修工事費用の3分の1 限度額:30万円  【家財整理助成】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃等についての助成 補助率:対象事業費の2分の1 交付限度額:20万円
子育て	小児医療費助成制度	子育て世帯の負担軽減のため、子どもが医療機関を受信した場合の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成 ○ 対象者 ・早島町に居住する中学校3年生までの児童	
	保育料の一部無償化	子どもの健やかな成長を願い、子育て世帯の経済的負担軽減のため、世帯収入により4、5歳児保育料の無償化など負担軽減を実施	
その他	給食へのアレルギー対応	事前申請により、特定原材料等25品目について、原因食物の除去の実施	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
里庄町	企画商工課				○										○	○		

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
企画商工課	妹尾 大嗣	0865-64-3114

2 移住専門相談員の有無

有  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有  無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツ

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業			
就農			
住宅			
子育て	保育料2人目無料制度	子育て世代のワークライフバランスを目的に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、保育園もしくは幼稚園に兄弟・姉妹のいる家庭の2人目以降の保育料を無料とする。	同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、2人目以降が町内保育所に入所しているときは、2人目以降の保育料を無料とする。
	幼稚園保育料無料制度	子育て世代の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、幼稚園を2年制として、保育料を無料とする。 【対象者】 4歳児及び5歳児	保育料・・・無料 (入園者全員が対象)
	小児医療費助成制度	子育て世代の負担を軽減し、健康かつ健やかに子どもの成長を見守ることを目的に、小児医療費の助成を実施。 【対象者】 里庄町に居住する0歳から中学校3年生までの小児・児童・生徒(中学校3学年終了まで)	医療機関で診療を受ける場合、健康保険証と受給資格者証を提示すれば、保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について自己負担の支払いが不要になります。ただし、県外の医療機関を受診した場合は、後日、健康福祉課へ領収書を添付して申請を行う必要があります。
	不妊治療支援事業助成金制度【H28年度新規(改正)】	里庄町では、不妊に悩む方に対し、治療にかかる経済的負担を軽減する目的で助成金を支給する。 【対象者】 子どもの出生順位は問わない。 ※第2子以降を対象とした治療も対象とします。	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)と男性特定不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる場合) ※治療の中止等の理由により、特定不妊治療費助成の対象とならない場合でも、行った男性特定不妊治療が助成対象となります。 【助成金支給の回数・上限額】1対象者あたり10回まで
その他	火葬場使用料補助制度	里庄町に暮らしていただいたことへの感謝の意を表すため、当町で最期を迎えられた方の葬儀施行者に対し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の使用料を補助する。 【対象者】 里庄町の住民基本台帳に登録されている者又はその胎児が死亡し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場を使用した場合、当該死亡者の葬儀施行者	岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の設置及び管理に関する条例(昭和62年岡山県西部衛生施設組合条例第4号)第5条に基づく別表第1に掲げる管内に区分されている火葬に係る使用料。ただし、胸衣、汚物、身体の一部、霊安室又は待合室に係る使用料を除く。
	小中学校及び幼稚園アレルギー対策状況	里庄では公立小学校において自校給食を実施しているが、給食提供に当たっては文部科学省策定「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、対応マニュアルを策定してアレルギー対策を実施している。	学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づく調査の実施、対応の徹底



移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
矢掛町	産業観光課			○	○						○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
産業観光課	長代 貴明	0866-82-1016

2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H28	2戸	1泊2日～7泊8日	28件	2件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅	矢掛町移住定住お試し住宅	○目的 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備し、提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図ることを目的とする。 ○対象者 ・矢掛町に住居登録を行っていない者 ・矢掛町に移住定住を検討している者 ・暴力団員でない者	○使用料 無料 ○使用期間 1泊2日～7泊8日
起業	矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金	○趣旨 町内産業の振興、雇用の促進及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内における空き家を利用して小売業、飲食業、サービス業等の新規創業する事業者に対して支援を行う。 ○要件 ・町内の空き家を活用すること ・町内に住所を移転すること ・備中西商工会の経営指導を受けること 等	1 設備資金補助 空き家購入費・改修費・設備品購入等に要する経費を助成。補助率2/3以内(補助限度額300万円)。 2 経営支援 市場調査・販路開拓・展示会出展・広告宣伝・販売促進等に要する経費を助成。補助率1/2以内(補助限度額100万円)。 3 賃借料補助 1年目:補助率2/3以内(補助限度額80万円)。 2年目:補助率1/2以内(補助限度額60万円)。 ※創業から2年を限度 ※敷金、礼金、共益費は除く
就農	矢掛町早期経営確立支援事業	町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助 ○対象者・要件 ・町内に居住し、事業申請時に55歳未満かつ、就農後3年以内の者 ・町税等が完納である者 ・事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限りとする。	1 農地確保等応援事業 農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。補助率は1/2以内で、事業費の上限は対象農地10aあたり100千円。 2 空き家等借入応援事業 農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成。(事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで)補助率は、1/2以内で事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円(月額換算60千円)。 3 農業施設等整備支援事業 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。補助率は1/2で、事業費の上限は900千円。
	矢掛町新規就農者経営支援事業	新規就農者等の就農後の負担を軽減するため、農業経営で使用する農機具・施設の取得費用を助成する。 ○採択基準 ・町内に居住し、事業申請時に55歳未満かつ、就農後3年以内の者 ・町税等が完納である者 ・事業の実施は、年度ごと、事業対象者あたり1回限りとする。 ・対象となる農機具等は、事業対象者が所有権、利用権、賃借権を有し、かつ、農業経営を行うために使用する農機具及び施設等とする。 ・農業経営改善計画、青年等就農計画等の経営内容及び就農計画等が確認できる書類の添付	○補助率 1/2以内。ただし、単県補助事業等の補助金を除く自己負担分に対するの補助とし、補助額の上限は単県補助事業等の補助額までとする。

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
住宅	矢掛町定住促進助成金	<p>定住人口の増加と少子化対策を図るとともに地域の活性化に資するため、新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した場合に助成金を交付。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住を目的に町内に新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した者</li> </ul> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上定住を誓約する者</li> <li>・平成34年度末までに工事を契約し、平成35年度末までに新築、入居した者</li> <li>・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築又は新築住宅を購入するための経費で500万円以上であること</li> </ul>	<p>助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以下の者(上限100万円)</li> <li>・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者(上限120万円)</li> <li>・40歳超の者(上限50万円)</li> <li>・40歳超で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者(上限60万円)</li> </ul> <p>※上記に加え、入居世帯が三世帯世帯以上の場合は30万円を上乗せする。</p>
	住宅団地促進助成金 (※矢掛町土地開発公社が販売する分譲地を購入された場合にも、同じ特典を受けることができます。)	<p>人口の増加と少子化対策として、町内への定住促進と民間開発による住宅団地の誘導促進を図ることを目的として、住宅団地を購入した者に対して、助成金を交付。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地(土地開発公社が分譲販売したものを除く)に住宅を建築した者</li> </ul> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上定住を誓約する者</li> <li>・平成34年度末までに工事を契約し、平成35年度末までに新築、入居した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道加入負担金助成 13mm水道加入負担金相当額を助成</li> <li>・公共下水道受益者負担金助成 公共下水道受益者負担金相当額を助成</li> <li>・矢掛放送CATV加入助成 矢掛放送ケーブルテレビ加入工事費のうち、加入金相当額を助成</li> </ul>
	住宅団地促進助成金 (※矢掛町土地開発公社が販売する分譲地を購入された場合にも、同じ特典を受けることができます。)	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が居住することを目的に新たに住宅団地に住宅を建築した者</li> </ul> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上定住を誓約する者</li> <li>・平成34年度末までに工事を契約し、平成35年度末までに新築、入居した者</li> <li>・新築住宅入居時に、小学生以下の子どもがいる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用地購入助成 住宅新築による住宅用地購入にかかる経費の100分の10に相当する金額を助成(上限100万円)</li> </ul>
	矢掛町空き家改修補助金	<p>町内における空き家の有効活用による定住人口の増加に資するため、所有者及び利用者が空き家を改修した場合に工事費の一部を補助</p> <p>【補助の内容】</p> <p>空き家の所有者が矢掛町空き家情報登録制度に登録した物件を賃貸借契約等の締結前に改修を行った場合を対象とする登録時改修と空き家所有者又は空き家利用者が賃貸借契約等の締結後に改修を行う契約後改修の2種類が対象。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の所有者又は利用者</li> </ul> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を受けてから5年以上空き家登録すること(空き家所有者)</li> <li>・矢掛町外に居住する者で補助を受けてから5年以上空き家に居住すること(空き家利用者で居住する者)</li> <li>・原則として町内業者が行う工事であること</li> </ul>	<p>補助対象工事(トイレ、風呂、台所等の改修)に係る経費の2分の1で150万円を上限とする。上限額の内50万円は登録時改修で利用することができる。</p> <p>※賃貸借契約等の締結の日から1年以内の間は上限額150万円に達するまで空き家所有者及び空き家利用者の両者が補助金の交付決定を受けることができる。</p>
	矢掛町住宅リフォーム補助事業	<p>既存住宅の利便性、耐久性の向上、また町内産業の活性化を図ることを目的として、町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事に係る経費の一部を補助するもの。</p> <p>○助成対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 耐震診断を受け、耐震性のない住宅については、耐震改修工事を実施した(する予定の)住宅</li> <li>2. 昭和56年6月1日以降に着工された住宅 建築後10年以上の住宅</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム費用の10%(上限40万円)</li> </ul>
	矢掛町スマートエネルギー導入促進事業	<p>町内の住宅などへ家庭用の省エネルギー設備を導入する場合、導入費用の一部を助成する。</p>	<p>○対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高効率給湯器(エコキュート等) 補助率 1/10, 補助金上限額 12万円</li> <li>2. 蓄電池等(エネファーム等) 補助率 1/10, 補助金上限 12万円</li> <li>3. 断熱窓(内窓設置等) 補助率 1/10, 補助金上限 15万円</li> <li>4. 電気自動車等 補助率 1/20, 補助金上限 15万円</li> </ol>
	矢掛町結婚新生活支援事業	<p>○対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月1日以降に婚姻届を提出し、矢掛町に住居票がある世帯</li> <li>・婚姻届提出時点で、夫婦ともに34歳以下</li> <li>・世帯の前年分の所得額の合計が340万円未満であること</li> <li>・矢掛町に定住する意思があること 等</li> </ul>	<p>○対象経費</p> <p>平成30年1月1日から平成31年3月31日までに支払った費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の取得費用(共有名義の場合は2分の1以上の持分)</li> <li>・住宅賃貸費用、共益費、仲介手数料</li> <li>・引っ越し費用</li> </ul> <p>○助成金額 上限30万円 (住居費と引っ越し費用の合算)</p> <p>○申請期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日</p>

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
子育て	子ども医療費助成制度	小児等の健康保持及び増進、児童福祉の向上に資することを目的として、満18歳に達した以後、最初の3月31日までの者に対し、医療費の無償化(自己負担分の助成)を行う。 (なお、婚姻している者、社会保険加入者本人又は生活保護を受けている者は対象外。)	○保険診療の範囲内で自己負担する部分の診療代【対象外】 ・保険のきかない容器代 ・検診料 ・文書料 ・入院室料差額等 ・交通事故等(第三者行為)で他の責に帰すべきもの
	誕生祝金支給事業	母子保健の推進と少子化対策に資することを目的として、出生時に矢掛町に住所を有する新生児の親権者を対象とし、誕生祝金を支給する。新生児1人目は10万円、2人目は20万円、3人目以降は30万円を誕生祝金として支給する。	○出生時に矢掛町に住所を有する新生児の親権者 ・新生児1人目 10万円 ・新生児2人目 20万円 ・新生児3人目以降 30万円 (町税及び町へに納入すべき滞納がある場合は充当しない限り支給しない。)
	入学祝金支給事業	小中学校等に入学する際、入学を祝福し、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給する。 小中学校等に1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者を対象とする。	・小学校入学祝金 児童1人につき3万円 ・中学校及び中等教育学校入学祝金 生徒1人につき5万円 (町税及び町へ納入すべき滞納がある場合は支給しない。)
	保育園保育料無料【平成30年度拡充】	子育て世帯の負担軽減と少子化対策に資することを目的として、保育園保育料(給食費分含む)を無料化する。 対象:全保育園児	保育園保育料無料
	幼稚園保育料(給食費含む)の無料化	幼稚園については、保育園と同様に保育料を無料としています。 また、学校給食を実施しており、給食についても無料としています。	幼稚園保育料無料
	予防接種費補助	子どもの健康増進と予防を目的に、インフルエンザ予防接種等の補助を町が行う。 対象 インフルエンザ:1歳～高校3年生 おたふくかぜ :1歳～小学校就学前 ロタウイルス :生後6週～32週未満	○インフルエンザ(町内医療機関に限る) 1回あたり1,500円 ○おたふくかぜ(町内医療機関に限る) 1回あたり3,000円 ○ロタウイルス 1回あたり最大9,000円(償還払い)
	妊婦健診支援事業	妊婦さんが安心して無事に出産を迎えられるよう、健診や出産準備のための経済的支援 対象:母子健康手帳を交付済の妊婦	1人の妊婦につき、5万円  (町税及び町へ納入すべき滞納がある場合は充当しない限り、支給しない。)
妊産婦医療費助成事業	妊産婦の病気の早期発見、早期治療により母体を保護し、胎児のすこやかな成長を守り、安心して出産に臨んでいただけるよう支援するもの。 対象:母子健康手帳交付済の妊産婦(産後1カ月まで)	1人の妊婦につき、上限8万円  妊産婦の通院や入院をした時の保険診療自己負担の医療費を助成	
その他	矢掛町結婚祝金	○目的 結婚する町民へ祝金を交付することにより、若者の定住を促進し、もって町の活性化及び次代の社会を担う新生児の健全な育成、資質の向上に資することを目的とする。 ○要件 ①婚姻届が受理された日に、夫婦の年齢がいずれも満50歳未満であること ②婚姻届受理後、2カ月以内に定住の意思を持って本町に住所を有し、かつ引き続き6カ月以上居住していること ③町税及び町へ納入すべき納付金を完納していること	○祝金 1組 10万円 ○祝品 1組 米5kg
	矢掛町Uターン者定住促進奨励金	若者等の定住を促進し、本町の人口増加及び町の活性化を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とし、転入者に奨励金を交付。 ○対象者 本町に定住することを目的に住居登録をし、次のすべての条件に該当する人 ・本町に5年以上定住することを誓約する人 ・転入日において、20歳以上65歳以下の人 ・Uターン者については、本町の町民であった人が町外に転出し、2年以上経過後に定住を目的として、再度本町に住居登録をして転入する人 ・転勤、研修等一時的な転入及び施設入所等による転入でない人 ・対象者及び対象者と同一世帯の全員に、町税等の滞納がない人 ・対象者及び対象者と同一世帯の全員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない人	○主たる生計維持者として、同時に転入する家族を有する20歳以上65歳以下の人 ・岡山県外からの転入者 5万円 ・岡山県内からの転入者 3万円 ○単身の20歳以上65歳以下の人 ・岡山県外からの転入者 3万円 ・岡山県内からの転入者 2万円
	小中学校及び幼稚園給食のアレルギー対応	飲用牛乳及び卵の除去対応をしています。 代替食の提供はありませんが、個別の相談に応じます。	
	保育園給食のアレルギー対応	代替食の提供有り。 入園前に医師の診断を提出していただき、個々の相談に応じます。	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
新庄村	経営企画課				○	○	○	未定		未定			○	○		○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務企画課	千葉 智明	0867-56-2626

2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H24・H25	4戸	1年程度	4件	0件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅	Uターン者定住支援住宅	新庄村内にある空き家等を活用してUターン者の定住を支援する	家賃：月額2万円から3万円
起業	起業家支援基金貸付事業	村内の起業家の育成・支援のために、必要な経費を貸し付ける	貸付上限500万円(個人の場合、貸付上限200万円)
就農			
住宅	新庄村空き家情報バンク制度	空き家の物件所有者等から売買・賃貸を希望するという申込みを受けた情報を村のホームページを通じて提供し、村内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介を行う	新庄村ホームページでの情報提供
子育て	保育料無料	新庄村保育所通園の全ての子どもの保育料が無料	保育料無料
	新庄村乳幼児及び児童生徒医療費給付	18歳を迎えた年の3月末日までの子どもの医療費を支給	医療費無料
	チャイルドシート購入助成	事故同乗中の乳幼児の被害を軽減し、交通事故の防止を図るためチャイルドシートの購入費用を助成	購入金額の1/2以内、上限25,000円以内で助成
その他	転入奨励金	40歳未満の者を含む世帯又は構成員がともに50歳未満である夫婦のみ世帯が定住の意志をもって転入した場合、転入奨励金を支給	10万円
	引越費用助成金	転入奨励金の対象者で、奨励金申請時に領収書の添付が必要	引越費用助成金として、上限10万円を助成する

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
鏡野町	まちづくり課	○	○	○	○	○			8月・3月予定	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
まちづくり課	杉山 有輝	0868-54-2982

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
かがみのツーリズム研究会	宮下・杉山	0868-54-7655
主な業務	移住定住希望者の総合相談窓口・移住者の総合相談	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H29	1	随時	—	—

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
1泊2日の日程で、鏡野町の自然環境やそこに暮らす人々との交流、町内の空き家紹介、町の主要施設紹介など

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間(年度をまたがる利用はできない。)	1日・1,000円
起業	企業支援事業補助金	町内において、事業所を設置して、起業するものに対して、起業に係る経費を補助する。(詳細条件有) ○対象者(詳細条件有) 町内に住所を有する20歳以上の者又は、起業の日の前日までに町内に住所と有する者で申請日に20歳以上である者	補助対象経費が50万円以上で、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額で上限100万円
就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。(3年間で100万円) ○対象者 申請年度頭書において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
住宅	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下を満たした場合に補助金を交付 ○対象者 「おやかまの木で家づくり推進事業実施要領」第3に規定する要件を全て満たす方で、町産材を活用して町内に自ら居住するために1戸建て住宅を新築される場合。	最大 200万円
	鏡野町定住促進空き家改修補助金	本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。 ○対象者(次の全て該当する者) ・1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者(ただし、平成27年4月1日以降に売買契約又は賃貸借契約をしたものに限る。) ・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者 ・納期の到来した町税等を完納している者 ・補助対象物件に補助金の交付日から5年以上定住する意思のある者 ※補助金の交付日から5年以内に転出又は転居した場合は補助金の返還が生じます。 ○補助対象住宅 ・補助対象者が所有する又は賃借する1戸建て空き家 ただし、賃借物件については所有者が改修工事に承諾している部分 ※3親等内の親族間での空き家の購入又は賃貸の物件は対象外 ○補助対象工事 ・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること ・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること ・住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、または内装、屋根、外壁等の改修 ・申請年度内に工事完了すること	補助対象経費の1/2 (補助上限額 50万円)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	<p>町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善の推進する。</p> <p>○対象者(次の全て該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人</li> <li>・納期の到来した町税等を完納している者</li> <li>・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</li> </ul> <p>○補助対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。ただし、賃貸住宅等の営業目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。</li> <li>・集合住宅においては、申請者の占有部分。</li> <li>・併用住宅においては、居住部分</li> </ul> <p>○補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること</li> <li>・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること</li> <li>・申請年度内に工事完了すること</li> </ul>	補助対象経費の1/10 (補助上限額 20万円)
子育て	乳幼児、児童及び生徒医療費給付	<p>乳幼児、児童及び生徒に係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって乳幼児、児童及び生徒の健康保持及び増進に寄るとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。</p> <p>○対象者(次の全てに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町に住所を有し、出生から中学校卒業(満15歳に達した日以降の3月31日)までの者</li> <li>・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者</li> </ul>	<p>○対象医療費</p> <p>保険診療での医療費の自己負担額を全額助成 ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベッド代)、くする容器代等は対象となりません。</p>
	育児用品助成事業	<p>保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。</p> <p>○おむつ購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 鏡野町内に住所を有する乳児(0～1歳未満)保護者</li> <li>・助成対象費 おむつ(布、紙両方可)の購入に要した費用</li> </ul> <p>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児1人につき、50枚(1回限り)</li> <li>※ただし、該当世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	<p>○おむつ購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児1人ごとにおむつ(布、紙両方可)の購入費、月額4千円まで出生から1歳になる月の末日まで有効</li> <li>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給</li> <li>・乳児1人につき、50枚(1回限り)</li> </ul>
	チャイルドシート着用推進補助金	<p>チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者</li> <li>※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	<p>○購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)</p>
	高校生等通学助成金支給事業	<p>保護者等の財政的負担の軽減を図るとともに、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため経費の一部を助成する</p> <p>○対象者(次の全てに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する20歳までの者で交通手段を問わず本町内の住所地从ら高等学校等に通学する、または、やむを得ず住所を離れ、高等学校等に通学する者の保護者</li> <li>・住所地从ら高等学校までの距離が15km以上</li> </ul>	<p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15km30km未満 3,000円/月</li> <li>・30km以上 5,000円/月</li> </ul>
その他	鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金事業	<p>中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUJターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。</p> <p>○対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①新規学卒等就職者 (ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者)</li> <li>②UJターン就職者 (ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有)</li> </ol> <p>○条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者</li> <li>②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者</li> <li>③町税等の滞納がない者</li> <li>④過去に奨励金の交付を受けていない者</li> <li>⑤就職の日から継続して6か月以上就労した者</li> </ol> <p>※就職とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法人又は個人事業所に就職すること</li> <li>②農林水産業に従事すること</li> <li>③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること</li> </ol>	1人 10万円
	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	<p>家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。</p> <p>○対象者(次の全て該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること</li> <li>・家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること</li> <li>・生ごみからできた堆肥を自家処理できること</li> <li>・町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること</li> </ul> <p>○助成対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機 電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機(ただし、ディスポーザー式は除く)</li> <li>※ディスポーザー式とは、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプです。</li> <li>・生ごみ処理容器 庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器</li> </ul>	<p>○生ごみ処理機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯1基</li> <li>購入金額の2分の1 (限度額30,000円)</li> </ul> <p>○生ごみ処理容器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯2個まで</li> <li>購入金額の2分の1 (限度額5,000円/個)</li> </ul>

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
勝央町	総務部元気なまち推進室		○		○	○						○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部元気なまち推進室	丸尾 和也	0868-38-3111

2 移住専門相談員の有無

有  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有  無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H28	1戸	3日以上180日以内	3件	2件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	勝央町お試し住宅	勝央町に移住を検討している者が本町の風土及び日常生活を一定期間体験し、本町への移住及び定住の促進を図る。 ○対象者 勝央町外に住所を有し、勝央町へ移住・定住を検討されている方で、勝央町空き家情報バンク利用登録をお済みの方。	【利用料】 無料 【利用期間】 3日～180日
起業	勝央町創業支援事業補助金（～H32.3.31）	勝央町の産業振興を図るために、町内で新たに起業する際に係る経費の一部を補助します。 ○補助対象要件（下記要件を全て満たす必要があります） (1)新規創業予定者は、起業の日に町内に住所を有しているものであること。 (2)大型店舗（販売又は営業面積が500㎡以上の店舗）でないこと。ただし、大型店舗への入居により営業するものを除く。 (3)フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 (4)納期の到来した町税等を完納しているものであること。 (5)営業開始後、みまさか商工会の会員となること。 (6)みまさか商工会の経営指導を受けている又は受ける意思があること。 (7)事業の種類に応じ、要件を満たすものであること。	起業に係る対象経費（新築・改修に係る工事費（町内業者による施工に限る）、登記費用及び広告宣伝費）の1/2以内（上限100万円）
就農	就業奨励金支給事業	町内において、新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする方に対して、奨励金を支給する。	奨励金5万円
	借家住宅助成金	町内において就農及び就農を目指す認定農業者（勝央町内の農家の子弟以外の方）で、町内に農業実務研修を受ける方に家賃の一部を助成する。	月額 賃借料の2分の1以内又は20,000円のいずれか低い額（2年間に限る）
住宅	木造住宅普及促進事業補助金	勝央町への定住の促進と岡山県産材の利用促進を図るため、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」とは別に補助金を交付。 ○対象となる住宅等の条件 ・勝央町内に自ら居住するために新築される1戸建て木造専用住宅（延床面積66㎡以上の住宅） ・主要構造部材に使用される木材の材積のうち、県産材の使用率が50%以上	・新築1戸あたり20万円、ただし、町内施工業者が施工する特定住宅については30万円
	勝央町新築住宅普及促進事業	平成27年4月1日以降に住宅を完成させた方、または建売住宅を購入された方を対象に、平成27年4月から平成32年3月までの5年間、各年度の予算の範囲内で補助を行います。 ○補助対象となる住宅 ・台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、町内に自ら居住するために建築される1戸建て専用住宅（延床面積66平方メートル以上の住宅で、建売住宅を含む。） ※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象となりません。 ○補助対象となる方 次の①～③のすべてに該当する方。 ① 平成27年4月1日以降に、町内に自ら居住するための住宅を完成させた方、または購入する方 ② 新築または購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある方（生活の本拠とする方に限ります。） ③ 世帯全員が町徴収金に未納がない方 ※町徴収金とは、勝央町税及び税外収入金（保育料、町営住宅家賃、上下水道料金、下水道受益者負担金等）。	① 町内在住者の方・・・1戸あたり10万円 （補助金交付の事前申込みのあった日において、町内に住所を有する方） ② 町外在住者の方・・・1戸あたり20万円 （補助金交付の事前申込みのあった日において、町外に住所を有する方）

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	定住促進補助金	<p>①勝央町に5年以上暮らすために空き家を購入若しくは賃借または無償で使用する人であって、次の全てに該当する人 ア)生来町外に居住し、本町に定住の意思をもって移住しようとする人または移住後1年を経過しない人 イ)移住する世帯の世帯主は65歳以下の人であること</p> <p>②5年以上賃貸または無償で①のア)、イ)すべてに該当する移住者へ使用させる空き家を所有する人</p> <p>※ただし、勝央町空き家バンク制度登録者に限る。</p>	<p>【改修】 ◇補助対象改修経費の総額に3分の1を乗じて得た額 ◆補助金10万円から70万円以内 ・改修工事費にともなう補助金上限50万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、工事費の額と補助金合計の額のいずれか低い額 ◇町内の建築業者(個人事業主含む)が対象工事の施工業者であること ◆賃借等の契約成立後、6カ月以内に着手する工事であること ◇空き家の居住用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るものを除く)に関し機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること</p> <p>【購入】 ◇補助対象購入経費の総額(含む土地代)に2分の1を乗じて得た額 ◆補助金20万円から100万円以内 ・購入費にともなう補助金上限80万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、購入費の額と補助金合計の額のいずれか低い額</p>
	勝央町定住促進空き家片づけ事業補助金	<p>勝央町内に所在する空き家の有効活用による定住促進及び流通の活性化を図るため、空き家に放置された家財道具等の処分に関する経費に對し交付する。</p> <p>○対象となる空き家 勝央町空き家情報バンク制度に登録された空き家</p> <p>○対象者 空き家所有者 空き家所有者と売買契約又は賃貸借契約もしくは使用貸借契約を締結した利用者</p> <p>○補助対象経費 1.指定ごみ袋の購入費 2.家電リサイクル料金 3.津山圏域クリーンセンターに直接搬入して処分する手数料 4.家財道具等の運搬に要する費用 5.勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して家財道具等を処分するために要する費用 6.その他事前協議が必要と認められた経費</p>	補助対象経費の2分の1以内 上限10万円
子育て	誕生祝い金	<p>出生届出時に申請・支給します。</p> <p>○対象者 子の出生届のあった父または母(勝央町に6か月以上在住していることが要件)</p>	出産祝い金3万円
	第3子以降保育料無償化	<p>子供を3人以上扶養している多子世帯支援の一環として、第1子、第2子の年齢に関わらず第3子以降の保育料無償化を実施します。</p> <p>○対象者 扶養している子どもが3人以上いる世帯の第3子以降</p>	第3子以降保育料無償(世帯所得制限なし)
	誕生祝い指定ゴミ袋プレゼント事業	<p>出生届出時に支給します。</p> <p>○対象者 勝央町に居住する方で、平成28年4月1日以降に出生した新生児の保護者</p>	10枚(45ℓ)入りを12セット支給
	乳幼児及び児童生徒医療費給付助成制度	<p>乳幼児及び児童生徒の健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的に、小児医療費の助成を実施。</p> <p>○対象者 勝央町に居住する0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者</p>	医療費自己負担分が無料。
	チャイルドシート推進助成制度	<p>チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守り、交通事故の軽減を図ることを目的に、チャイルドシート購入費の助成を実施。</p>	上限1万円(1世帯1回限り)
その他	勝央中学校自転車購入助成金	<p>生徒の体力向上とともに自転車通学の推進を図ることを目的に、通学自転車の購入助成を実施。</p> <p>○対象者 勝央町立勝央中学校に在籍する生徒</p>	在籍中1度のみ、生徒1人の申請につき1万円を支給



区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	勝央町運転不安解消事業	<p>都市部と比較し公共交通手段のないことへの不安解消と定住者が車を使って不安なく生活できるようを図ることを目的として、町内の自動車学校が行う「ペーパードライバー講習」の受講料の一部を助成します。</p> <p>○対象者(下記要件を全て満たす方)</p> <p>(1)助成金申込日に町内に住所があり、かつ町内に居住している方。  (2)都道府県公安委員会交付の有効な自動車運転免許証を有している方。  (3)申込日において満65歳未満の方。  (4)町内にある自動車学校でのペーパードライバー講習を受講している方。  (5)過去に本助成金の交付を受けていない方。</p>	町内の自動車学校が実施する「ペーパードライバー講習」受講料の1/2(上限5時限分)を助成。
	地域アドバイザー設置事業	<p>勝央町への移住希望者に必要な支援を行うことにより、移住希望者の不安を払しょくし、勝央町への移住を促進することを目的として、地域アドバイザーを設置する。</p> <p>○対象者  勝央町へ移住を希望する方</p> <p>※地域アドバイザーへの相談や助言を希望する方は、勝央町役場総務部元氣なまち推進室(電話:0868-38-3111)までお問い合わせください。</p>	移住に関する相談や勝央町空き家バンク登録物件見学の際の案内及び助言。または、移住後の地域行事等
	保育園・小中学校給食のアレルギー対応	<p>【対応可否】 対応可  【受付区分】 随時申請受付可</p>	アレルギー源の除去もしくは代替食にて対応。
	地域企業説明会等参加助成金	<p>津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)企業への就職を支援することにより、圏域内への移住を促進し、定住化及び地域の活性化を図るため、圏域企業を対象とした就職活動に係る、交通費の助成を行います。</p> <p>【対象者】  次のすべてを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等</p> <p>①県外に居住している者  ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者・父母、祖父母が居住している者  ③就活学生登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学に在籍している者(既卒3年以内の者においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業している者)</p>	助成金(上限20,000円)、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した額の2分の1、一人当たり、一会計年度につき2回まで。
	IJUターン就職活動助成金	<p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の企業面接に参加するために必要な交通費を助成します。</p> <p>【対象者】  以下のすべての要件を満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く)が対象となります。</p> <p>①津山圏域への移住を希望する者  ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者  ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者  ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	助成金(上限20,000円)、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した額の2分の1、一人当たり、2回まで。

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等※1	起業	就農	住宅※2	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
奈義町	まちづくり戦略室		○		○			未定	東京	未定	未定	○	○	○	○	○		○	○

※1 町営住宅に空き室がある場合に限り、空き室がお試し住宅となる

※2 新築住宅建築補助金あり

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まちづくり戦略室	遠山 健一郎	0868-36-4126

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H27	町営住宅	個人	—	—

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
未定

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅	奈義町に移住を検討している方を対象に、短期間奈義町での生活を体験できるお試し住宅を提供  ○使用物件 ・町営住宅「センタービレッジ奈義」の一室(3DK) ○対象者 ・町外に住所を有し、町内への移住を希望する者 ・住宅がある地区の自治会活動等へ参加できる者	○使用可能期間 ・2週間以上2カ月以内 ○使用料 ・4万円/月
起業	起業支援事業補助金	雇用の場の創出や定住促進、地域経済の活性化に寄与するため、新たに企業する方に対して起業支援交付金を交付。  ○補助対象 ・町内で事業を営む個人又は法人が、町内で新たに法人を設立し事業を開始する場合 ・町内の個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、町内において法人を設立し、新たな事業を開始する場合	○補助金額 ・対象事業費の2分の1 上限100万円
就農	農産加工施設整備事業補助金	本町の魅力と発信と地域農産物等の有効活用による地域産業の振興を図るため、町内事業者が農産物加工品の生産及び生産拡大を行うための施設整備に対し交付金を交付  ○補助対象 ・個人または団体の場合は、代表者が町内に住所を有し、法人の場合は町内に事業者を有すること ・事業を継続できると認められること ・個人または団体の代表者及び同一世帯に属する者、法人の町税等の滞納がないこと ・起業支援等に係る補助金の交付を受けたことがないことまたは受ける予定がないこと	○補助金額 ・対象事業費の2分の1 上限100万円
住宅	町営分譲宅地報奨金	奈義町町営分譲宅地の販売促進のため紹介者に報奨金を交付。ただし、紹介者が購入者の2親等以内の親族は対象外	一区画当たり30万円

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	新築住宅普及促進事業補助金	<p>定住人口の増加及び県産材の需要拡大を図るため、これから町内に住宅を新築し居住する方に補助金を交付。町外から移住される方も対象。</p> <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内において、住宅を新築する者または建売住宅を購入する者(増改築及び模様替えは対象外)</li> <li>・住宅は、延床面積の1/2以上かつ80㎡以上が住居であること</li> <li>・世帯員全員が町税等の滞納をしていないこと</li> </ul>	<p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に建築する住宅20万円</li> <li>・奈義町内の施工業者により建築する住宅20万円</li> <li>・県産材を使用し、岡山県の「おかやまの木で家づくり支援事業」の補助金の交付を受ける住宅10万円</li> <li>※該当項目が複数ある場合は補助金額を合算した額(最大50万円)</li> </ul>
	空き家活用事業補助金	<p>町内に所在する空き家の有効活用を通じて、定住推進による地域の活性化を図るため、空き家の売主、買主の方に補助金を交付。</p> <p>○補助対象者</p> <p>(1)町内に定住するため、空き家(町空き家情報バンクに登録されている物件に限る)を購入する概ね65歳以下の転入者で、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空き家購入の日と町の住民基本台帳に記載された日との間に1年以上の期間がないこと</li> <li>イ 補助金の請求時に、住民基本台帳に記載された日から起算して6カ月を経過していること</li> <li>ウ 世帯全員に市町村税等の滞納がないこと</li> </ul> <p>(2)空き家を売却するため、その空き家の家財を業者に委託して整理する空き家の所有者</p> <p>※ただし、事前に町空き家情報バンクに登録する必要あり</p>	<p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家購入補助(買主) 空き家売買契約に係る購入金額対象経費の2分の1(限度額 500,000円)</li> <li>・家族加算補助(買主) 空き家購入後に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人目は100,000円とする。(限度額 500,000円)</li> <li>・空き家活用補助(売主) 空き家の家財整理の業者委託に要する対象経費の2分の1(限度額200,000円)</li> </ul>
子育て	在宅育児支援手当	<p>幼稚園入園までの子どもの家庭保育を支援</p> <p>○支給要件</p> <p>保護者及び児童が奈義町に現に居住し、住民基本台帳に登録されている者で、保育園等に入園していない児童を養育する保護者</p>	<p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円/月(児童一人当たり)</li> </ul>
	高等学校就学支援金	<p>高等学校等の就学に要する学費及び通学費等を助成</p> <p>○支給要件</p> <p>奈義町に住所を有し、かつ、現に町内に居住する者であって、高等学校等に就学する生徒を養育する者</p>	<p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9万円/年(生徒一人当たり)</li> </ul>
	出産祝金	<p>若者人口の増加及び定住化を促進するため、出産祝金を支給</p> <p>○支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児の出生時において住民基本台帳法に基づき、奈義町の住民基本台帳に記載され、新たに持家を取得した者又は1年以上居住している者で、今後も居住する意思があること</li> </ul>	<p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子以降40万円</li> </ul>
	乳幼児及び児童生徒医療費助成	<p>満18歳未満(満18歳になった最初の3月31日まで)の乳幼児及び児童生徒に係る医療費の無料化</p> <p>○支給要件</p> <p>奈義町に住所を有する被保険者等である乳幼児及び児童生徒</p>	<p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費無料化</li> </ul>
その他	保育園・幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応	<p>入学前に調査。事例に応じてアレルギー源の除去。代替食無し。</p>	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
西栗倉村	総務企画課											○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務企画課	榎原 博文	0868-79-2111

2 移住専門相談員の有無

有 ・  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・  無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等 起業	企業支援	創業・起業支援 (創業支援) ・創業支援窓口の設置 ・創業支援機関との連携(商工会、金融機関等) ・ローカルベンチャースクールにおける研修会の実施 ・全般的な創業者支援 ・募集、定住支援 ・インキュベーションスペースの設置  (起業支援) ・起業計画募集 ・選考(書面) ・計画のブラッシュアップ ・選考(最終計画) ・起業を行う者としての地域おこし協力隊としての採用	地域おこし協力隊 人件費 月額 最大 20万円 活動費 年間 最大160万円  正式には採用時点で決定する。
就農			
住宅	空き家改修事業補助	移住者・Uターン者用の住宅確保対策の一つとして、空き家改修事業補助金で空き家の改修を行う。所有者と村が契約、村と利用者が契約することで貸す方も借りる方も安心して利用することが出来る。 ○対象者 空き家所有者	ア 空家大規模改修事業 350万円以内 イ 空家小規模改修事業 150万円以内 ウ 空家提供者帰村支援事業 3万円×10年間または一括20万円 エ 空家提供者片付け支援事業 15万円またはオ、カの場合は10万円以内の実費 オ 空家及び空き土地買取事業 100万円以内 カ 空家及び空き土地寄附促進事業
子育て	託児所	「子どもが元気にのびのびと育っていける西栗倉村」をめざし、保育園の保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。 ○対象児 6か月以上の0歳児～2歳児(定員有り)	保育園徴収金基準額表の所得条件等により、0円～14,000円  第2子 半額 第3子以降 無償  延長保育1回 100円

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	幼稚園	「子どもが元気にのびのびと育っていける西栗倉村」をめざし、幼稚園の保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。 ○対象児 3歳児～5歳児	基本保育料 月額2,500円 早朝預かり(7:00～8:00)無料 午後預かり(13:30～17:30)200円/1回 延長預かり(17:30～19:00)100円/1回 長期休業中 400円/日
	放課後児童クラブ	「子どもが元気にのびのびと育っていける西栗倉村」をめざし、放課後児童クラブの保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。 ○対象児 1年生～6年生	登録通常 3,000円/月 学校休日、長期休業中は利用日数につき、300円加算 他の利用方法についてはホームページ参照
	高校就学支援	子育て支援の一貫として、高等学校等への就学に要する学費及び通学費を助成するため、就学支援金を支給します。 ○対象者 西栗倉村に住所を有し生活の拠点として在住する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給します。	生徒一人に月額20,000円、3年を限度として支給します。(年2回支給)
その他	低炭素なむらづくり推進施設設置補助金	新エネルギーと省エネルギーを活用し、皆さんの住環境の整備を積極的に支援し、家庭における二酸化炭素の排出削減に向けた取組を進めます。地球環境の保全と環境保全意識の高揚を図りながら低炭素社会の実現に向け環境に調和したむらづくりを行います。	住宅用太陽光発電施設・薪・ペレットストーブなど、16項目についての補助 詳しくは、ホームページ参照
その他			

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報			
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用	
久米南町	産業振興課		○		○	○	○			6月/11月		日帰り/泊2日		○	○	○	○		○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
産業振興課	綾部 菜央	086-728-2134

2 移住専門相談員の有無

有  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有  無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
<p>1回目 日程: 6月3日(日) 参加者: 10人程度 内容: 北庄棚田にて田植え交流、地元の人との昼食交流、空き家見学2か所、町内見学(車中より)</p> <p>参加者は少人数に限定し、地域との交流を重点的に行うことで、当町の人の良さ・地域の魅力をより感じてもらう、満足度の高いツアーにする。</p> <p>2回目 日程: 11月頃 内容: 下邇地域での農業体験などで、久米南町での生活を知ってもらう。民泊実施予定。</p>

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等 起業	起業家支援事業補助金	町内に所在する空き店舗等の有効活用を図り、本町における就業機会の拡大を図るため、起業整備に要する費用の一部を助成。 ○対象経費 ・簡易水道及び公共下水道への接続工事に要する費用 ・情報通信基盤施設への接続に要する費用 ・その他、町長が補助することが適当と認める屋内及び屋外の改修に要する費用 ただし、備品購入費は除く。	補助対象経費の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限200万円)
就農	就業奨励金	新たに県内で農業に従事した者を支援するため、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ○対象者 ①将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ②年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ③過去に就業奨励金(岡山県就農奨励金を含む。)の支給を受けたことがないもの。	奨励金(10万円)を支給する
	農業研修助成金	農業実務研修終了後1年以内に町内に就農した認定就農者に対して、農地の賃料や施設の修繕費用等を、1年に限り助成する。	・農地の賃料と土づくりに要する資材代の5割(上限10アール当たり10万円) ・空き家等の賃借料の5割(上限年額72万円) ・中古農業機械や施設等の修繕費用の5割(上限90万円)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	農地流動化推進事業	農用地の流動化による経営規模の拡大と低コストの農業経営を推進するとともに、荒廃地を防止するために、利用権設定を受けた者に対し、契約の初年度のみ補助金を交付する。 ○対象者 次のいずれの条件にも該当する者。 ①町内に住所を有する者。 ②町内の農地の契約であること。 ③農家経営における農地面積が、権利設定後50a以上を耕作している者。 ④米穀の需給調整の目標に沿って生産していること。 ⑤借りた農地を保全管理(休耕)していない者(ただし、いつでも耕作できる状態に維持管理している者は除く)	賃貸借契約の場合 ・認定農業者及びこれに準ずる農業者に対し、契約年数3年以上6年未満の者: 10,000円/10a ・認定農業者及びこれに準ずる農業者に対し、契約年数6年以上の者: 14,000円/10a ・上記以外の農業者に対し、契約年数3年以上6年未満の者: 8,000円/10a ・上記以外の農業者で、人・農地プランにおける中心経営体に対し、契約年数6年以上の者: 12,000円/10a ※使用賃貸借契約の場合は補助額が上記の1/3以内。
住宅	分譲宅地購入助成金	町分譲宅地への定住促進のため、平成31年3月31日までに分譲宅地を購入した者に対し助成金を交付。分譲宅地購入申込日において、下記要件のいずれかに該当する場合は、さらに助成金を加算。 ○加算要件 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること	50万円を助成。加算要件を満たす場合はさらに50万円を助成。
	早期定住促進助成金	町分譲宅地への定住促進のため、下記の要件を全て満たす者に予算の範囲内で助成金を交付。 ○対象者 ①分譲宅地の引渡し3年以内に自ら居住する住宅を建築すること ②住民基本台帳に記録されていること	分譲価格の1割を助成。さらに入居者に義務教育終了前の子がいる場合は、子ども1人あたり20万円を加算。
	町分譲宅地紹介謝礼金	町営分譲宅地の購入希望者をあらかじめ紹介していただき、結果、宅地の分譲となった場合、その分譲価格に応じて謝礼金を交付。 ○対象者 紹介者と購入希望者が次の要件をすべて満たす場合とする。 ①分譲宅地の購入申込み以前に、町へ所定の情報提供書の提出があること ②情報提供をいただいた日から1年以内に分譲契約の締結があること ③紹介者と購入希望者が同居の家族でないこと ④紹介者が町の職員でないこと	紹介謝礼金については、分譲代金×3%+6万円。また、謝礼金の交付の時期は、町から購入希望者への所有権移転登記が完了した後、紹介者からの請求により交付。
	木で家づくり推進事業補助金	県産材の利用促進と町への定住人口増加のため町内に住宅を建築する者へ補助金を交付。 ○対象者 ①町内に自ら居住するために新築される一戸建て住宅を取得する者 ②町が分譲する土地に建設する場合は加算する	25万円助成。町分譲地の場合はさらに25万円を加算して助成。
	空き家活用促進事業補助金	町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、下記の補助対象経費にかかる費用の一部を補助する。 ○補助対象経費 ①台所、トイレ及び風呂の改修費用 ②簡易水道及び公共下水道への接続に要する費用 ③前2号に掲げるもののほか、町長が補助することが適当と認める屋内の改修に要する費用 ただし、畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等簡易な改修に要する費用は除く  ○対象者 ①空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する入居者 ②空き家を入居者に賃貸又は無償で使用させる所有者	【改修】 空き家改修費用の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限50万円) ただし申請時に入居者が以下の要件のいずれかに該当する場合は、上限額さらに50万円を追加する。 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること  【購入】 空き家購入費用の4割(上限20万円)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	民間賃貸住宅家賃助成金	豊かで明るく活気に満ちた地域社会をつくるため、町内の民間賃貸住宅に居住する者に家賃の一部を助成。 ○対象者 次の①または②に該当する者 ①結婚した方。(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満) ②同居者に義務教育終了前の方を養育している方。	月額家賃(住宅手当等を差し引く)の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし15,000円を限度とする。支給期間60カ月を限度。 なお、月額家賃は、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃貸料と認められないものを除く。
	若者住宅補助金	若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築、改修又は購入する者に対し、これに要する費用の一部を補助。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること	新築 20万円 改修 住宅の改修費用額の4割(上限10万円) ※2親等以内の者が所有していた住宅。
	空き家提供促進事業補助金	住環境の再整備や空き家バンク制度の利用増加を目的として、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する費用等の一部を補助。 ○対象者及び要件 ①空き家の所有者であること ②町のホームページにおいて2年以上空き家情報を掲載すること。 ○対象経費 ①空き家に残存する家財道具等の処分・搬出及び屋内外の清掃費用。 ②空き家の軽微な改修に要する費用。	補助対象経費の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限10万円)
子育て	子ども医療費	18歳までの医療費の自己負担分を町が給付します。 ○対象者 18歳までの子ども(18歳になった年度の3月31日まで) ただし、本人が社会保険等を持ったり、結婚をした場合は対象から省かれます。	保険給付の対象となる医療費の自己負担分を現物給付(「子ども医療費受給資格者証」を医療機関の窓口で提示)
	すこやかエンゼル祝い金(出産祝金)	1年以上町内に居住した方が出産した場合で、出産後1年以上定住する見込みのある方に対して、出産祝金を支給する。	支給額 第1子:3万円 第2子:5万円 第3子以降:10万円
	カッピ-子育て支援金(入学・卒業支援金)	町内の小中学校へ入学する場合、また町内の中学校を卒業する場合(一部条件あり)に支援金を支給する。	支給額 小学校入学:3万円 中学校入学:5万円 中学校卒業:7万円
その他	アレルギー除去	入学前申請要	アレルギー源の除去



市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
美咲町	まちづくり課		○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まちづくり課	森谷裕介	0868-66-1191

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
※空き家対策推進員として空き家等情報バンクの専門相談員を設置	大森雅文、岡晋作	0868-66-1191
主な業務	空き家等情報バンク相談対応(紹介、案内等) 移住に関する相談	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H26	町有施設	日	9件(16人)	0件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	美咲町お試し暮らし住宅	美咲町への移住希望者等に一定期間、美咲町での生活体験ができる場であるお試し暮らし住宅を提供する。 ○対象者 町への移住を希望する者のうち、美咲町空き家等情報バンク制度に登録をして移住しようとする者及び町長が特に認めた者。	1 使用料は1日あたり1,000円 2 体験期間は2~14日間 3 間取り 3DK 風呂あり 4 設備等 寝具、テレビ、洗濯乾燥機、冷凍冷蔵庫、炊飯器、ガスコンロ、インターネット環境
起業	美咲町空き店舗等活用事業補助金	商業及び地域コミュニティの活性化を図るため、町内にある空き店舗等を活用して事業を開業しようとする者に対し、改修工事を補助する。 ○対象事業 ・町内にある空き店舗を活用して開業すること ・同一の者が同一店舗で開業する最初の事業であること ・開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること 等	対象経費等 ・対象経費の2分の1以内 ・上限 50万円 ※1事業50万円以上であること
就農	就農奨励金支給事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続け、自信と誇りをもった農業経営を確立するとともに、地域農業発展の中核者として育成するため就農奨励金を支給する。 ○対象者 (1)将来にわたり、専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有する者。 (2)年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下である者。 (3)過去に就業奨励金の交付を受けたことがない者。ただし、夫婦で該当する場合は、いずれか一方のみに支給する。	【後継ぎ型】 50,000円 【経営分離独立型】 50,000円 【新規参入型】 50,000円
住宅	新婚向け賃貸住宅家賃補助金	定住促進のため、賃貸住宅等に入居する新婚世帯の家賃に対して助成金を交付。 ○対象者 公務員を除く、いずれか一方が40歳未満で婚姻届出後1年未満の者で、町長が認めた住宅の入居者。	住宅手当を控除した実質家賃を基準額に100分の40を乗じて得た額で、支給期間は3年間 月額上限:10,000円(ただし、美咲町有住宅管理のやなはら住宅は、額上限5,000円) 支給期間は交付決定した日の翌月から起算し3年間

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	美咲町定住促進住宅新築等補助金	<p>町内定住者を促進するとともに地場企業の育成を図り、魅力と活力ある町づくりを進めることを目的として、町内で土地を取得し、又は所有(借地を含む)する土地に住宅を新築した者に対し補助金を交付。</p> <p>○対象者 町内に自己が居住するために延床面積66平方メートル以上280平方メートル以下の住宅を新築し、その物件に係る固定資産税(当該年分)を完納した者。</p>	<p>1 町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあつては、土地及び住宅を対象とし5年間、固定資産税相当額の2分の1に相当する額の補助金を交付。ただし町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を建築した場合にあつては、固定資産税相当額を交付。</p> <p>2 住宅団地以外の土地に住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあつては住宅のみを対象とし3年間、固定資産税相当額の2分の1に相当する額の補助金を交付。ただし町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を建築した場合にあつては、固定資産税相当額を交付。</p>
	美咲町空き家片付け推進事業補助金	<p>美咲町に所在する空き家の有効活用による定住促進と流通促進を図るため、空き家の家財処分に必要な経費に対し交付する。</p> <p>○対象となる空き家 ・美咲町空き家等情報バンクに登録した物件</p> <p>○対象者 ・空き家の所有者 ・空き家の賃貸借契約、又は売買契約が成立した者で、転入し、3年間美咲町へ定住する意思のある者</p> <p>○対象経費 ・一般廃棄物処理等の手数料 ・家財の運搬に使用する車両の賃料 ・代行業者への委託料 等</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 上限 100,000円</p>
子育て	美咲町の子育て支援	<p>〈出産祝金〉 出産日に美咲町に住所があり、1年以上実際に居住し、これからも住み続ける意思のある、出生児を養育する父または母等の方に交付します。</p> <p>〈保育料〉 2人以上のお子さんがある多子家族の負担を軽減するため、保育料減額します。</p> <p>〈育児支援手当〉 保育園等に通っていない、小学校入学前の子どもを自宅で養育する保護者の方に対し、在宅での育児を応援します。</p> <p>〈水道基本料金助成〉 3人以上の子どもがいる家庭で、3人目以降の子どもが義務教育を修了するまで水道の基本料金を助成します。</p> <p>〈自転車等購入補助〉 自転車によって通学する場合は、自転車の購入補助を行います。</p> <p>※その他、不妊・不育治療費の助成、遠距離通学者の定期乗車券購入費補助など、段階に応じた支援をしています。</p>	<p>〈出産祝金〉 ・第1子 30,000円 ・第2子 50,000円 ・第3子以降 100,000円</p> <p>〈保育料〉 ・第2子 第1子保育料の4分の1 ・第3子以降 無料</p> <p>〈育児支援手当〉 ・該当の子ども1人当たり 月額 10,000円</p> <p>〈水道基本料金助成〉 ・完納した水道料金の月額基本料金部分(一般家庭用1,620円)を一括交付</p> <p>〈自転車等購入補助〉 ・生徒1人に対し 12,000円</p>
	美咲町乳幼児及び児童・生徒医療費給付制度	<p>○対象者 高校生まで(高校生については平成32年3月31日まで)</p>	<p>給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定された額をいう。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。)とする。</p>

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
その他	美咲町就職定住促進 祝金	美咲町の若者の定住を促進し、若者が健康で生きがいをもって社会参加 をすることにより活力に満ちた地域社会の創造、地域連帯意識の高揚及び 町勢の発展に寄与することを目的とする。  ○対象者 ・美咲町に居住し、住民基本台帳に登録されている者 ・新規学卒後(卒業した日の属する月から起算して1年以内)に就職等を し、引き続き3年以上町内に定住すること 等 ※町が行う結婚推進事業等により結婚する方は、40歳以上でも可	祝金の額 50,000円
	美咲町結婚定住促進 祝金	美咲町への若者の定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図る ことを目的とする。  ○対象者 ・夫婦のいずれか一方が40歳未満で婚姻前から本町に定住している者 で、婚姻後は夫婦ともに、本町内に定住すること ※ただし、町が行う結婚推進事業により結婚する方は40歳以上でも可) ・復縁婚でないこと。再婚は対象とするが、過去にこの祝金の交付を受け た者との婚姻でないこと	祝金の額 50,000円
	給食のアレルギー対応	保育園:入園前に面談要。診断書等の提出後、除去食対応有 小中学校 入学前に調査実施、除去食対応有	

市町村名	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加					市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
			東京7月	東京11月	大阪7月	大阪2月	名古屋7月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
吉備中央町	定住促進課	○	○	○	○	○	4月22日 9月(予定) 1月(予定)	東京(連携中 枢都市圏 合同)	8/18(土)~19(日)	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
定住促進課	片山和子	0867-34-1116

2 移住専門相談員の有無

○ 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
NPO法人 いまここ	理事長 川上一郎	0867-34-1234
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者相談・交流</li> <li>・情報発信</li> <li>・空き家案内</li> <li>・交流会等開催 など</li> </ul>	

3 お試し住宅の有無

○ 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	H29年度利用件数	うち移住件数
H27	2戸	1か月単位(継続6か月)	3件	2件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】  
 ○下見ツアー(岡山連携中核都市圏主催)  
 期日:平成30年8月18日(土)~19日(日)  
 対象者:県外在住者。30名程度  
 内容:18日吉備中央町(収穫体験、お試し住宅、先輩移住者との交流など)

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し暮らし住宅制度	吉備中央町へ移住を希望している者に、一定期間町内の風土や日常生活を体験できる機会を提供するため、お試し暮らし住宅を整備。 【対象者】 ・本町へ移住を希望される家族等で利用予定である者又は就職活動、住宅探し若しくは家族の都合により単身で利用しようとする者。 ・転勤等による転入予定者でないこと。 ・申込者及び同居者が暴力団構成員でないこと。	助成ではなく、住宅の貸与 ・対象住宅:吉備中央町お試し暮らし住宅1号・2号(木造平屋建住宅1棟2戸) ・利用期間:1か月以上6か月以内(特別な理由がある場合1度に限り6か月以内の延長可能) ・使用料:1万円/月(※光熱水費等その他生活に必要な経費は利用者負担) ・間取り:1号・2号共通3DK(約62㎡) ・設備等:駐車場各戸1台、電化製品等
	お試し暮らし支援事業補助金	町内への移住を希望される方が移住活動を行うために民間賃貸住宅又は宿泊施設を利用する際に、要する費用を補助。 【要件】 ・町内への移住希望者 ・町内の民間賃貸住宅又は宿泊施設を利用すること。	補助金 ○民間賃貸住宅の場合 利用した期間の家賃から10,000円を控除した額(上限35,000円)等 ○宿泊施設の場合 利用した期間の基本宿泊料金(食事料金等は除く) 1泊あたり1,000円を控除した額(1泊分まで)
起業	農家民宿舎整備費等補助金	町の豊かな自然環境及び農業環境を活かし、交流滞在型農業体験の受け入れ体制の推進を図るため、教育旅行誘致や都市との交流等に取組み、農家民宿の展開及び農業体験等を行う事業に要する経費を補助 【要件】 ・町内に住所を有し、町内で農家民宿等を開業する人、目指す人で町税に滞納がない人等 【対象事業】 農家民宿等の開業のために必要な施設、家屋の整備等	補助金 【補助金の額】 補助対象事業費の1/2以内(限度額50万円)
就農	農業実務研修事業	吉備中央町で1か月間の体験研修を終了後、農業公社において2年間の実務研修(栽培管理技術の習得等)を受けることができる。(対象作物:ピーナズ) 【対象者】 自己資金を有し、将来にわたって専業で農業経営を行う55歳未満の方(農業次世代人材投資事業(準備型)受給者は、就農後5年目以内に認定新規就農者となる必要がある)	・研修費:月額15万円(年額180万円)を最長2年間支給 ・住居:研修期間中は、新規就農者住宅(月額1万円)に入居可能

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
住宅	住みたいまち定住奨励金	吉備中央町への若者の定住を促進し、明るく活気にあふれる町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付。 ○住宅取得奨励金 【対象者】 ・自らが居住するための住宅を平成30年12月31日までに取得した者で、最初に固定資産税が賦課された年の1月1日現在50歳以下であること。 【要件】 ・岡山県が販売する吉備高原都市の分譲地又は町が販売するハートフルタウンの分譲地に住宅を新築(建築日から1年未満の未入居のものを含む。)されたもの。 ・対象住宅は延べ床面積が50㎡以上であること。	○住宅取得奨励金 基本額70万円 (1)併用住宅の場合は、基本額に対象住宅の居住部分の面積割合を乗じた額とする。 (2)共有名義の場合は、基本額に対象住宅の申請人の持分割合を乗じた額とする。 (3)前2号の規定により、算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てた額とする。
		○民間賃貸住宅入居奨励金 【対象者】 ・申請時において、中学生以下の子どもを養育する親がいる子育て世帯、若しくは夫婦いずれかの年齢が40歳以下の新婚世帯(婚姻日から1年以内)であること 【要件】 ・平成27年4月1日以降に民間賃貸住宅(公営住宅・社宅・寮等は除く。)の賃貸借契約を締結していること ・家賃が月額3万円以上(共益費、管理費及び駐車場使用料等は除く。)であること	○民間賃貸住宅入居奨励金 月額1万円(最長24か月)
	空き家リフォーム事業費補助金	吉備中央町内に所在する空き家の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図るため、空き家改修等に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 【対象者】 ・売却若しくは賃貸または無償で使用させる空き家を所有する人。 ・5年以上暮らす見込みで空き家を購入若しくは賃貸または無償で使用する人で、次のいずれにも該当する人。 (1)当該空き家に係る売買契約又は賃貸契約を締結後6箇月を経過しない人。 (2)町税等の滞納がない人。 (3)リフォームについて町の他の制度による補助や国・県の補助を受けていない人。 【対象となる事業及び要件】 ・町内の建築業者(個人事業主含む。)が主たる対象工事(元請業者)の施工業者であること。 ・補助金の交付決定後に補助対象工事に着工するものであること。 ・空き家の居住の用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るものは除く。)に関し機能向上のための修繕工事及び設備改修のための改修工事であること。 ・対象工事に要する経費が30万円以上であること。	改修工事経費の10分の3以内(交付限度額:50万円)
	住宅リフォーム事業補助金	定住促進と町内中小建築企業者への支援を図るため。 【対象者】 町内に住所を有する者。納期の到来した町税等を完納している者。他の制度で補助を受けしていない、補助対象となっていないもの。 【対象事業】 ・補助対象者が所在する住宅の居住部分であること。 ・マンション等の集合住宅は、申請者の専用部分であること。 ・店舗等との併用住宅は、居住部分であること。 ・賃貸住宅や営利目的の住宅については、所有者同意を得ていること。 ・同一住宅及び同一人について、いずれも1回に限る。 ・補助対象経費の総額が20万円以上であること。 ・町内に本社がある法人、または町内に住所がある個人の建築業者が主たる施工業者であること。(町外業者への下請け割合が50%を超えていないこと)	改修工事経費の10分の1以内(限度額:20万円)
	空き家片付け事業補助金	空き家バンクへ物件登録のある空き家の片付けを所有者が行う際に要する費用を補助。 【対象者】空き家バンクへの物件登録者	【対象経費】 空き家片付けに要する経費(消耗品費、燃料費、手数料、委託料、使用料等)で店舗や事業等の用途に係るものを除く。経費でその額が2万円以上であること。 補助金額 対象経費の2分の1以内(限度額10万円)
	宅地分譲購入補助金	町分譲宅地の早期分譲と定住の促進を図るため、ハートフルタウン分譲宅地を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付。 【対象者】 住宅を新築する目的で分譲宅地を購入した者。 【要件】 ・建築面積が50平方メートル以上の住宅であること。 ・分譲を受けた日から3年以内に住宅の建築に着手すること。	分譲価格の30%を乗じて得た額を交付
子育て	小児等医療費助成制度	小児等の健康保持及び増進、児童福祉の向上に資することを目的として、満18歳に達した以後、最初の3月31日までの方に対し、医療費の無償化(自己負担分の助成)を行う。 ○対象者 ・本町に住居登録がある方。 ・対象は出生から満18歳に達した以後、最初の3月31日までの方。 ・婚姻している方、社会保険加入者本人又は生活保護を受けている方は対象外。	医療費無料(自己負担分の助成)

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	にこにこ出産祝金支給制度	吉備中央町では子育てを地域全体で応援し、子ども達の健やかな成長と町の定住促進と活性化を願って、お父さん、お母さんに出産祝金を支給。 【対象者】 ・本町に居住し、住民登録をされている方。 ・出産日前6か月以上住所を有し、現在1児(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)を養育している方。 ・出産後も新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意思をお持ちの方。	祝金 ・第2子:10万円 ・第3子:50万円 ・第4子:80万円 ・第5子以降:100万円
	幼稚園・保育園施設利用料の減免	所得や年齢は問わずに現に扶養している子どもが複数ある多子世帯の子どもが、幼稚園・保育園などの施設を利用する場合、保育料の負担を軽減。 【対象者】幼稚園・保育園などを利用している、2人目以降の子ども	年齢に関係なく扶養している子どもの高い順に教えて2人目 保育料の半額 第3子以降 無料  【保育料】 幼稚園 無料【給食費、学級費別】 保育園 8,500円/月額【3歳以上】
	高校生バス通学費補助	町内に居住し、高等学校等へバス通学する生徒の保護者負担の軽減等を目的とし定期券の購入費用の一部を補助 【対象経費】 町内に運行する路線の通学定期券等の購入費用	【補助金の額】 定期券等購入費用の1/2の額(百円未満切捨)
	町営塾(Ki+ キイト)	【対象者】中学生 【教科】数学、英語を中心に理科、社会 【開催日時】平日(月～金) 16時～	・1、2年生(週1回) 1,500円/月額 ・3年生(週2回) 3,000円/月額
	育英資金(奨学金)貸付	町内に在住し、勉強意欲がありながら経済的理由により就学が困難な学生に対して無利子で奨学金の貸付を行い、有用な人材を育成することを目的とする。 ※奨学金の償還が免除になる場合もあります。(ただし、選考基準あり)	【貸付額:無利子】 高等学校等 学費 20,000円/月額 通学費 15,000円/月額  その他(大学等) 学費 30,000円/月額
その他	住みたいまち定住奨励金	OU・Iターン奨励金 定住の意思をもって、町外から本町にU・Iターンで転入した世帯(方)に対して奨励金を交付 【対象者】 ・町内又は通勤可能な町外の事業所等に就業している者であること。 ・申請年度の4月1日現在において50歳以下であること。 ・一時的な転入や婚姻等による転入は対象外。 ・申請期限は、転入日から1年間。	OU・Iターン奨励金 ・交付対象者のみの場合: 3万円 ・交付対象者以外に同居者がいる場合:5万円 (※同居者に中学生以下の子どもがいる場合は1人につき3万円を加算) ・ロマン高原かよう総合会館主催事業入場券無料引換券を同時交付
	給食のアレルギー対応	事前にアレルギーに関する調査実施。 代替食無し	